

# 第2次 阿見町地域福祉計画

---

平成 28 年3月

阿見町



## はじめに

阿見町では、平成 23 年 3 月に社会福祉法に基づく「阿見町地域福祉計画」を策定し、「みんなで 支える 福祉のまち あみ」を基本理念に掲げ、町民・行政区・福祉団体・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力をあわせ協力し推進してきました。

しかし、近年の地域社会を取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化が進行し、家庭や地域での人間関係が希薄化しつつあります。それに伴い、ひとり暮らし高齢者や障害者、子育て家庭など、何らかの支援が必要な方にとって、安心して地域で暮らせる地域社会づくりがより重要となってきています。また、大規模災害時における避難行動要支援者への支援対策が求められており、人と人のつながりを基本として、地域で暮らす住民同士の支え合いや助け合いの大切さが見直されています。

今回、これまでの取り組みの評価・課題を踏まえ、地域の支え合い、助け合いによる地域福祉の推進と住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指す「第 2 次 阿見町地域福祉計画」を新たに策定しました。

町としては、計画の基本理念である「みんなで 支える 福祉のまち あみ」の実現に向け取り組んでまいりますので、町民の皆様にはより一層、地域福祉活動への積極的な参加を賜りますようお願いいたします。

結びにあたり、本計画の策定に貴重なご意見やご提言をいただきました阿見町地域福祉計画策定委員の皆様、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆様、並びに地区座談会に参加していただいた皆様に心から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

阿見町長 天田 富司男





# ～ 目 次 ～

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉とは	2
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画について	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の策定体制	5
6. 計画の期間	6

## 第2章 阿見町の現状と課題

1. 人口や世帯の状況	7
2. 子どもの状況	10
3. 支援を必要とする町民の状況	13
4. 地域の状況	15
5. アンケート調査及び地区座談会について	17
6. 地域福祉に関わる課題	34

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	37
2. 基本目標	38

## 第4章 施策の内容

基本目標1. 地域のつながりと交流を推進する	41
基本目標2. 地域活動・ボランティア活動を推進する	47
基本目標3. 安全・安心な地域づくりを推進する	53

## 第5章 計画の実現のために

1. 計画の推進体制	63
2. 目標値の設定	65

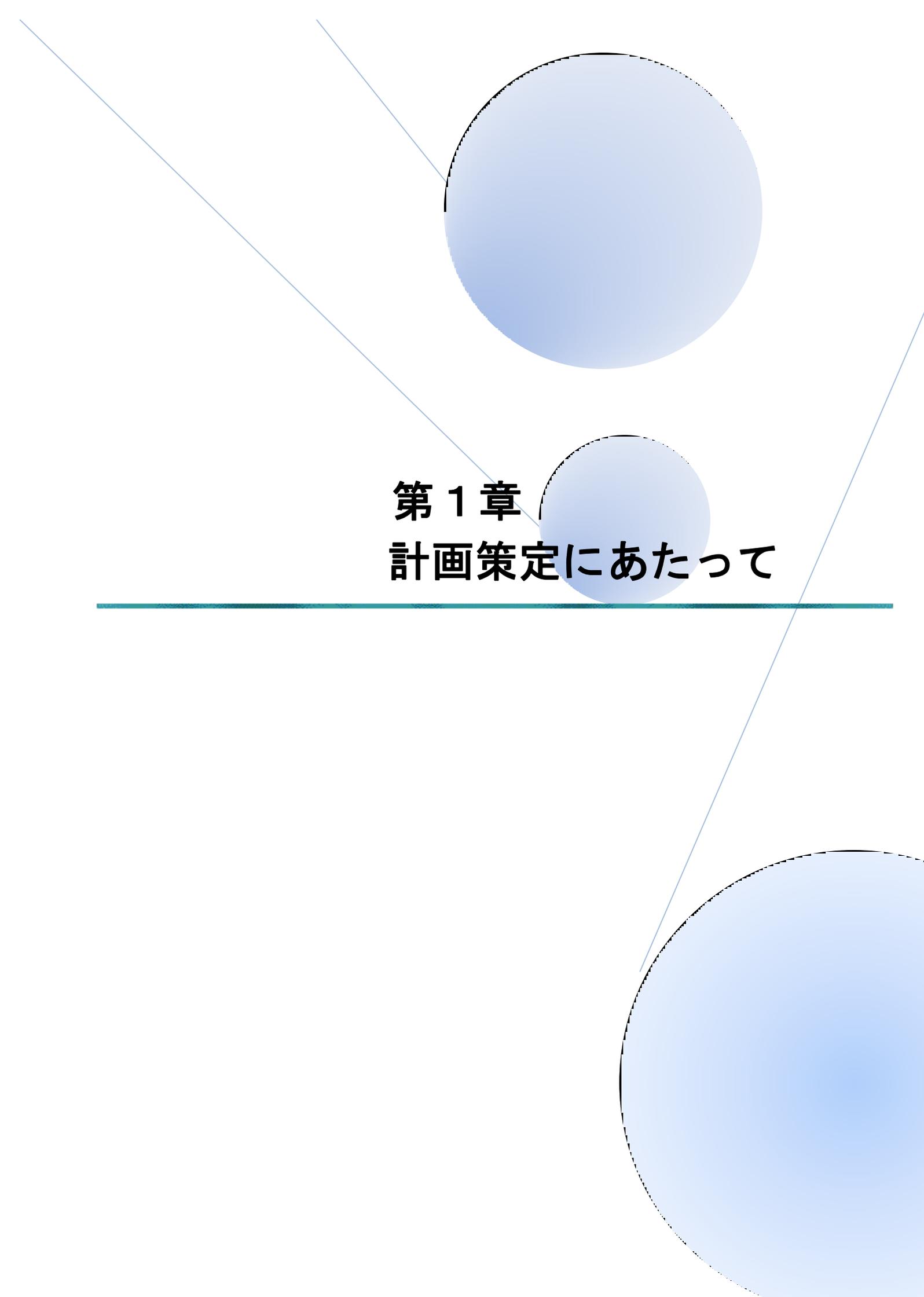
## 資料編

1. 阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱	67
2. 阿見町地域福祉計画策定委員名簿	69
3. 策定経過	70







The page features a minimalist design with three large, light blue circles and several thin, light blue lines. One circle is at the top center, a smaller one is in the middle, and a large one is at the bottom right. Lines connect the top-left and top-right corners to the top circle, and a line connects the top-right corner to the middle circle. A thick horizontal line is positioned below the text.

# 第1章 計画策定にあたって

---



# 第1章 計画策定にあたって

## 1

### 計画策定の趣旨

本町では、平成23年3月に「阿見町地域福祉計画」（以降、「第1次計画」）を策定し、『みんなで支える 福祉のまち あみ』を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

現在、社会情勢や地域社会の変化にともなって、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しています。子ども、高齢者、障害者などといった対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、地域住民の多様なニーズやライフステージに応じて、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められており、今後は、民間によるサービスも含めて十分に連携を取りながら、総合的にサービスを提供することが不可欠となります。

また、これからの少子高齢社会をだれもがいきいきとして生活することができる社会としていくためには、福祉・保健・医療の連携による総合的なサービスの提供に加え、地域の中で住民相互の支えあい、助け合いが活発に展開されていくことが重要です。

さらに、東日本大震災を経験し、災害時における避難行動支援の重要性が再認識されています。

このような環境の変化の中で、地域の支えあいにより展開される地域福祉への取組が、問題解決に向けた取組として期待されています。

そこで、阿見町第6次総合計画の方針を踏まえるとともに、高齢者、障害者、子ども、保健・医療などの各分野と連携し、地域福祉の充実を図るため、「第2次阿見町地域福祉計画」（以降、「第2次計画」）を策定します。

なお、策定にあたり、平成27年4月に阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査（以降、「アンケート調査」）、平成27年6月に中学校区別の地区懇談会を実施し、町民の意見を反映することにより、さらなる地域福祉の充実を図り、すべての人が、安心して生活できるようなまちを築きあげていくための計画とします。

また、町民、地域、行政の協働のもとに、自助、共助、公助があいまって、だれもが住みよい、心と心の通い合う福祉社会の実現を目的とします。

## 2

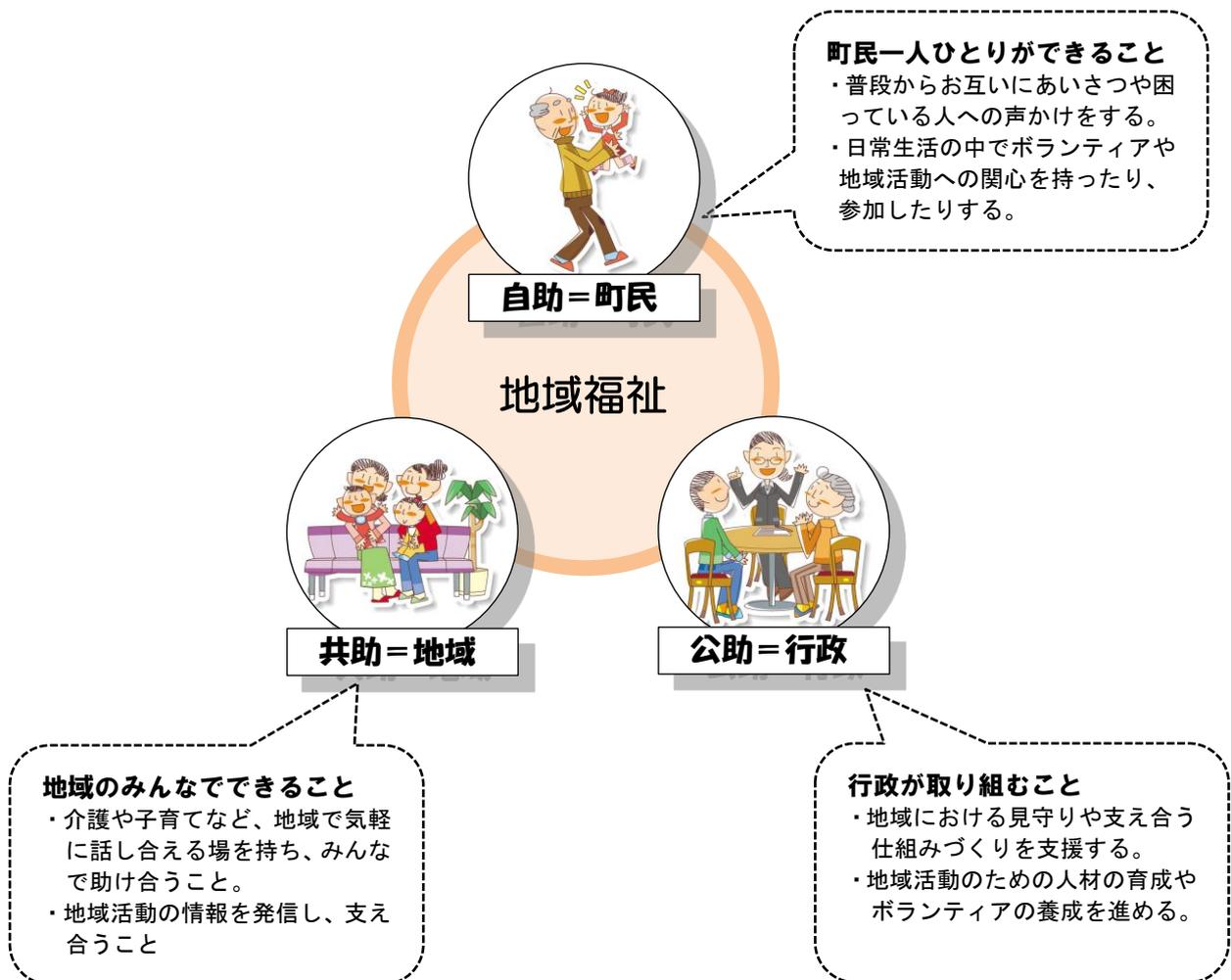
## 地域福祉とは

地域福祉とは、だれもが地域において安心して生きがいを持って生活が送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、ともに支えあい、互いに助けあう地域づくりをつくとともに、地域住民、行政、社会福祉関係団体などが相互に協力する仕組みをつくることです。

だれもが住み慣れた地域で、生活をより豊かで安心できるものにするには、地域のことをよく理解している地域住民自らの手による地域福祉活動の推進が必要です。

そのためには、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支えあい、助けあう「共助」の考え方を持つことが必要です。

また、町民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、行政にはその仕組みづくりや支援を行う「公助」の役割が求められています。



## 3

## 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定にもとづき、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる行政計画です。

地域福祉活動計画とは、町民主体の理念のもとに、社会福祉協議会<sup>\*</sup>が中心となって策定する民間の活動・行動計画です。

## 社会福祉法(抄)

## 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

## 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

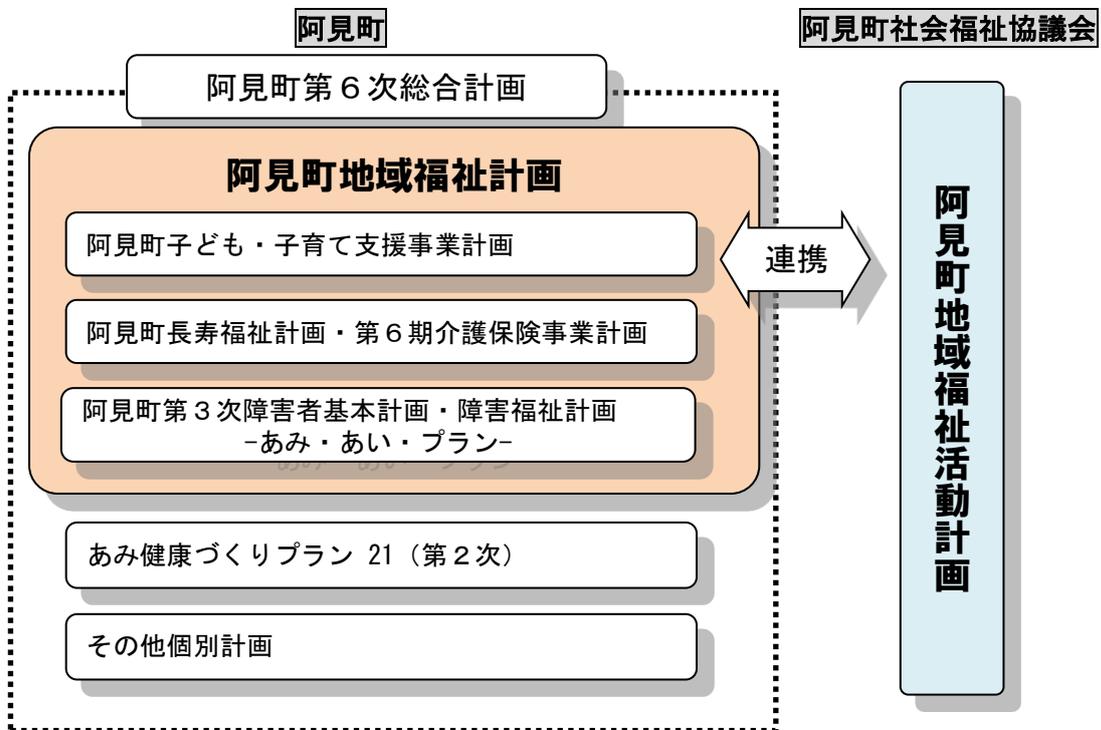
<sup>\*</sup>社会福祉協議会：民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

## 4 計画の位置づけ

「阿見町地域福祉計画」は、町政運営の基本方針である「阿見町第6次総合計画」の部門別計画としての性格をもっています。また、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との整合を図ります。

子ども、高齢者、障害者などの福祉に関連する町の関連分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの既存計画を横断的に接続する計画として、町民主体のまちづくりや町民参画を促し、町民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

### ■計画の位置づけ



## 5

## 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

## ①阿見町地域福祉計画策定委員会の設置

地域福祉に関する事項を審議するため、町民、区長、民生委員・児童委員<sup>※1</sup>、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者、町議員、町職員で構成する策定委員会を設置しました。

## ②アンケート調査の実施

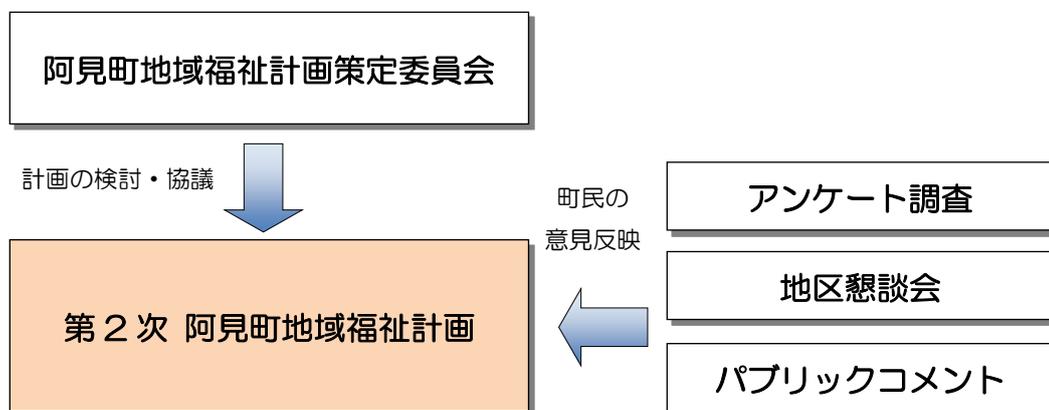
平成27年4月に「阿見町地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

## ③中学校区別の地区懇談会の実施

本計画の策定にあたり、地域の現状や課題などを把握し、計画に反映するために、平成27年6月に中学校区別の地区懇談会を実施しました。

## ④パブリックコメントの実施

計画に町民の意見を反映させるために平成28年3月にパブリックコメント<sup>※2</sup>を実施いたしました。

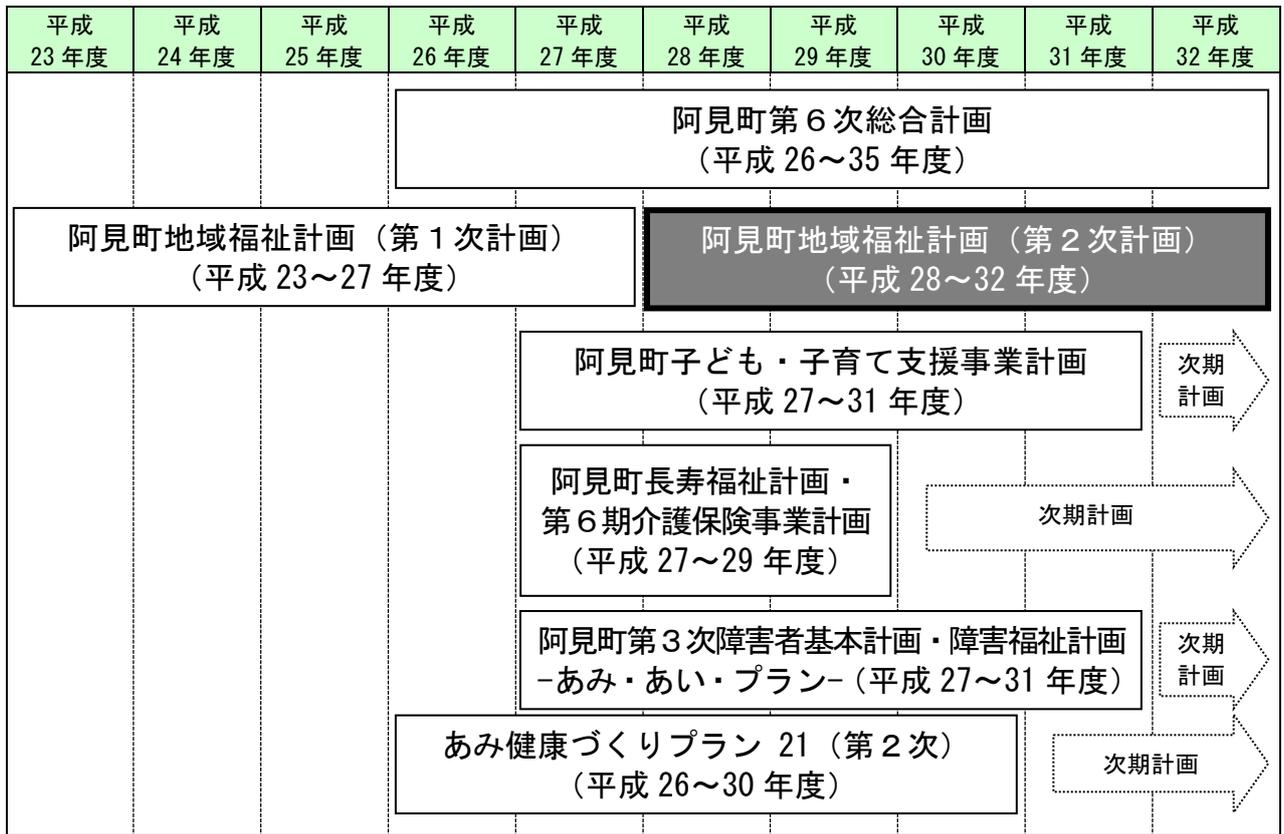


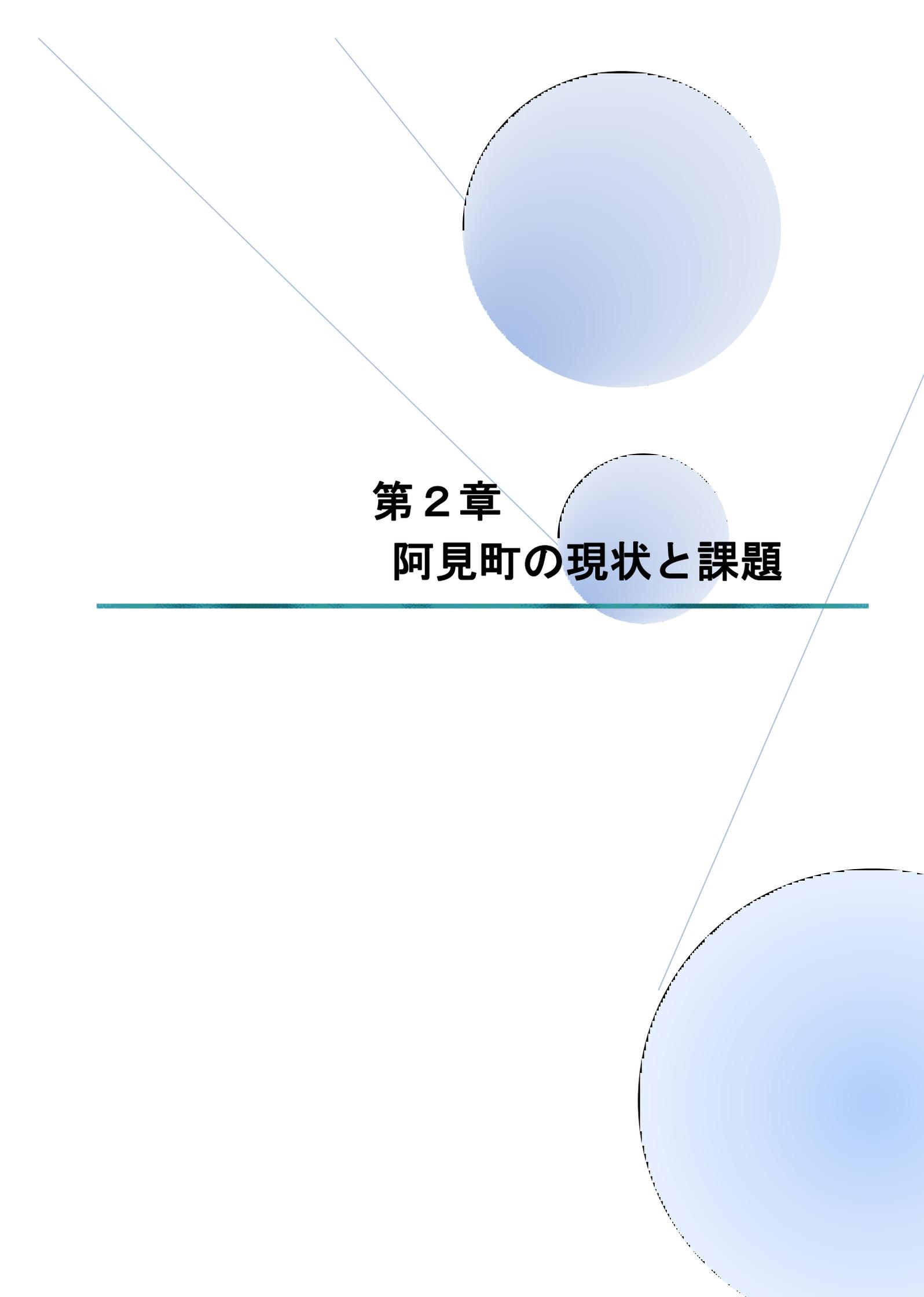
※1 民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

※2 パブリックコメント：重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。

6	計画の期間
---	-------

阿見町地域福祉計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。





**第2章**  
**阿見町の現状と課題**

---



## 第2章 阿見町の現状と課題

### 1

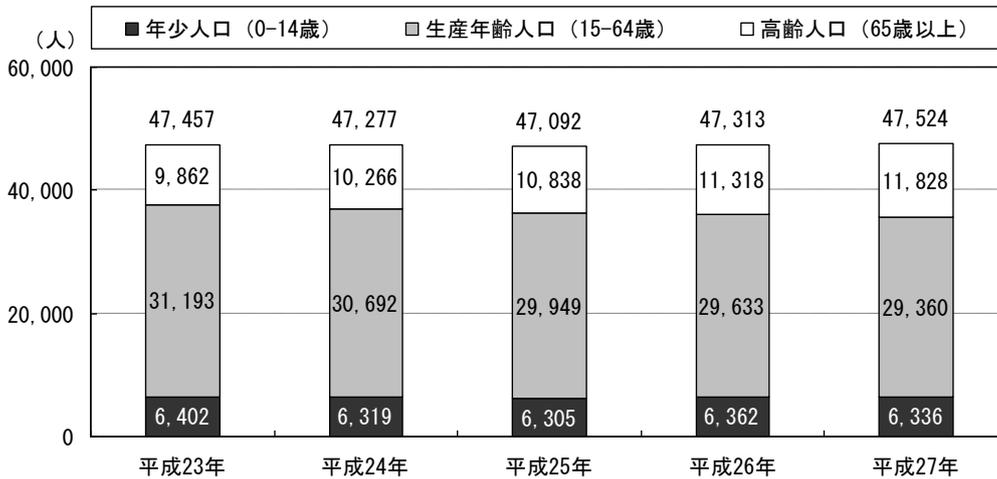
### 人口や世帯の状況

#### (1) 人口の推移

本町の人口は、緩やかに増加しています。

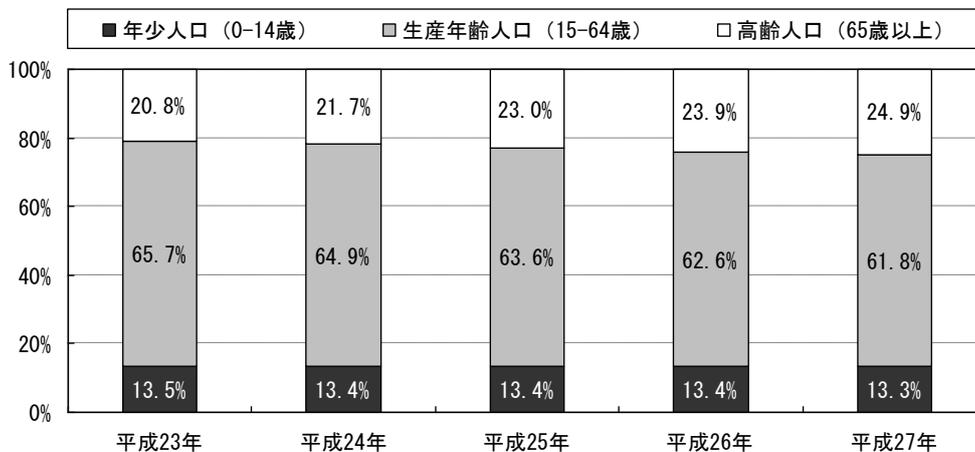
また、年齢3区分の推移をみると、生産年齢人口割合、年少人口が年々減少している一方で、高齢者人口割合は増加しており、今後も高齢化が進むと予測されます。

##### ■人口の推移



資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

##### ■年齢3区分比率の推移

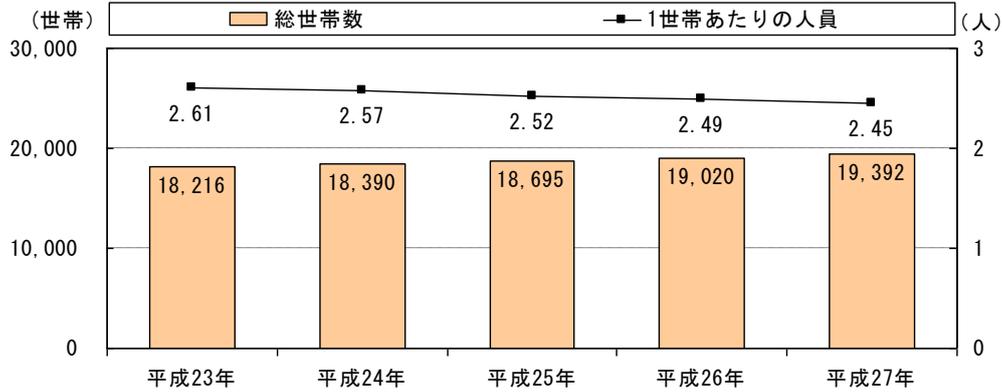


資料：住民基本台帳、外国人登録含む（各年4月1日）

## (2) 世帯数の推移

世帯数の推移は、緩やかに増加していますが、一世帯当たりの人員は減少しており、平成27年は2.45人と核家族化が進んでいます。

■世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## (3) 高齢者世帯の状況

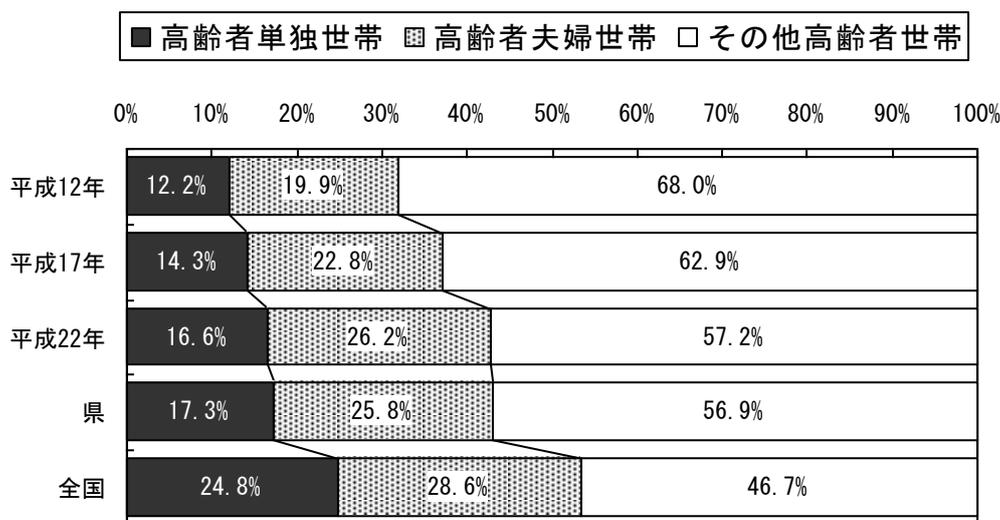
国勢調査に基づく高齢者世帯の状況では、一般世帯数の増加とともに、65歳以上の高齢者がいる世帯も増加しており、一般世帯数に占める高齢者世帯の割合は、平成22年で36.2%となっています。また、高齢者世帯の中でも高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯(夫婦のみの世帯で、夫婦のどちらか又は両方が65歳以上)の割合が大きく増加しています。県・全国との比較では高齢者のいる世帯は少ないものの、高齢者夫婦世帯は県を上回っています。

## ■高齢者世帯の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	県	全国
一般世帯数	16,018世帯	17,417世帯	17,945世帯	1,086,715世帯	51,842,307世帯
高齢者のいる世帯	4,532世帯	5,374世帯	6,502世帯	435,917世帯	19,337,687世帯
（一般世帯数比）	28.3%	30.9%	36.2%	40.1%	37.3%
高齢者単身世帯	551世帯	767世帯	1,081世帯	75,363世帯	4,790,768世帯
（高齢者世帯数比）	12.2%	14.3%	16.6%	17.3%	24.8%
（一般世帯数比）	3.4%	4.4%	6.0%	6.9%	9.2%
高齢者夫婦世帯	900世帯	1,225世帯	1,704世帯	112,487世帯	5,525,270世帯
（高齢者世帯数比）	19.9%	22.8%	26.2%	25.8%	28.6%
その他の高齢者世帯	3,081世帯	3,382世帯	3,717世帯	248,067世帯	9,021,649世帯
（高齢者世帯数比）	68.0%	62.9%	57.2%	56.9%	46.7%

資料：国勢調査

## ■高齢者世帯内訳割合の推移



資料：国勢調査

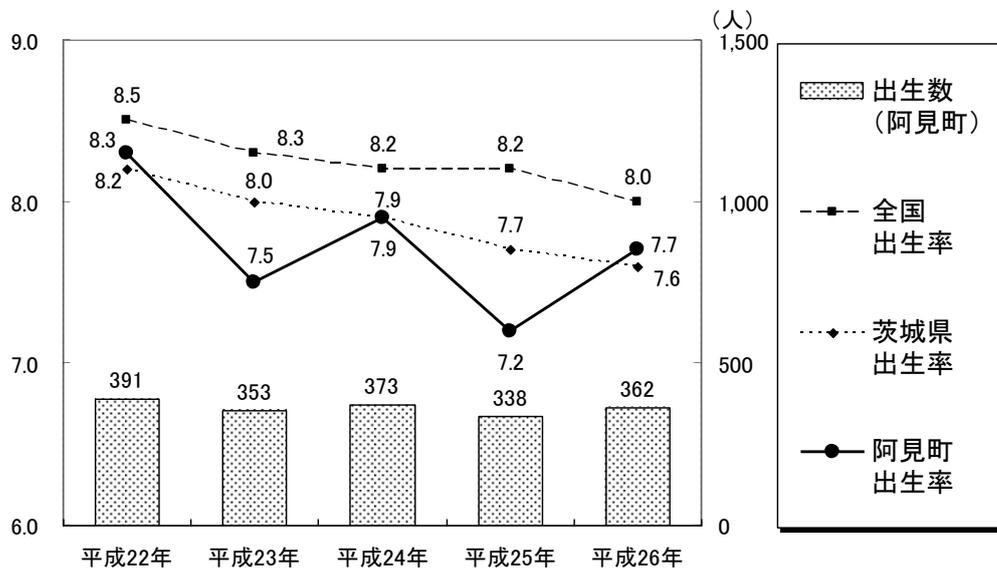
## 2 子どもの状況

### (1) 出生数と出生率の状況

本町の出生数については、増減はありますが平成22年から平成26年にかけて、350人前後で推移しています。

また、出生率についても増減がありますが、平成26年ではほぼ県と同率となっています。

■ 出生数、出生率の推移

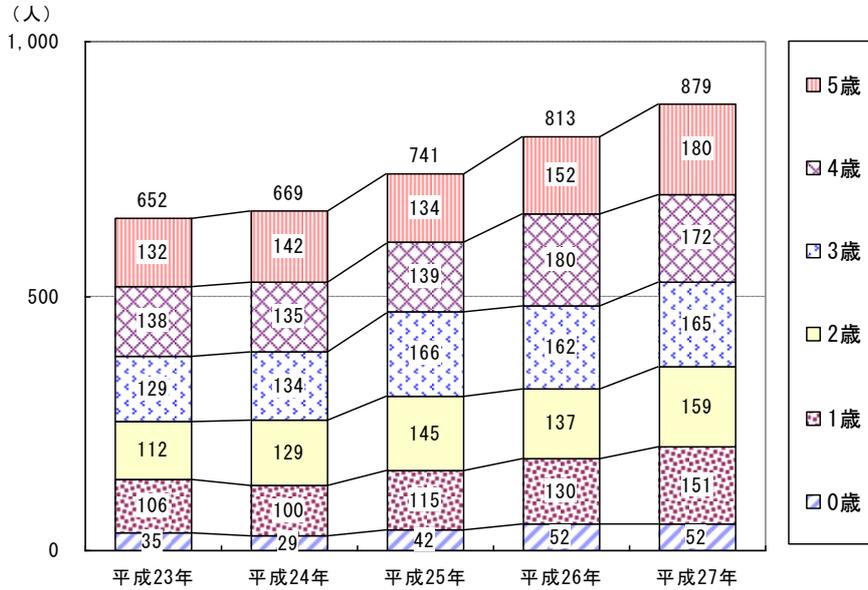


資料：茨城県人口動態統計

## (2) 認可保育所及び認定こども園等入所児童数の推移

町における認可保育所及び認定こども園等数（家庭的保育事業所も含む）は平成27年4月現在、12か所となっています。また、本町の認可保育所及び認定こども園入所児童数をみると、平成27年4月現在で879人となっています。

■認可保育所入所児童数の推移

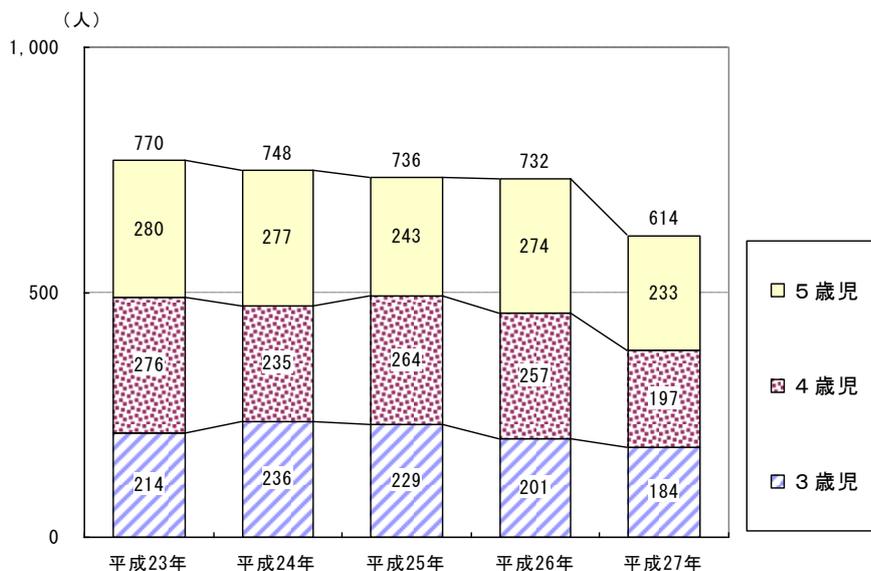


資料：児童福祉課（各年4月現在）

## (3) 幼稚園就園児童数の推移

本町における幼稚園数は平成27年5月現在、4か所となっています。また、本町の幼稚園就園児童数は、平成27年5月現在で614人となっています。

■幼稚園就園児童数の推移

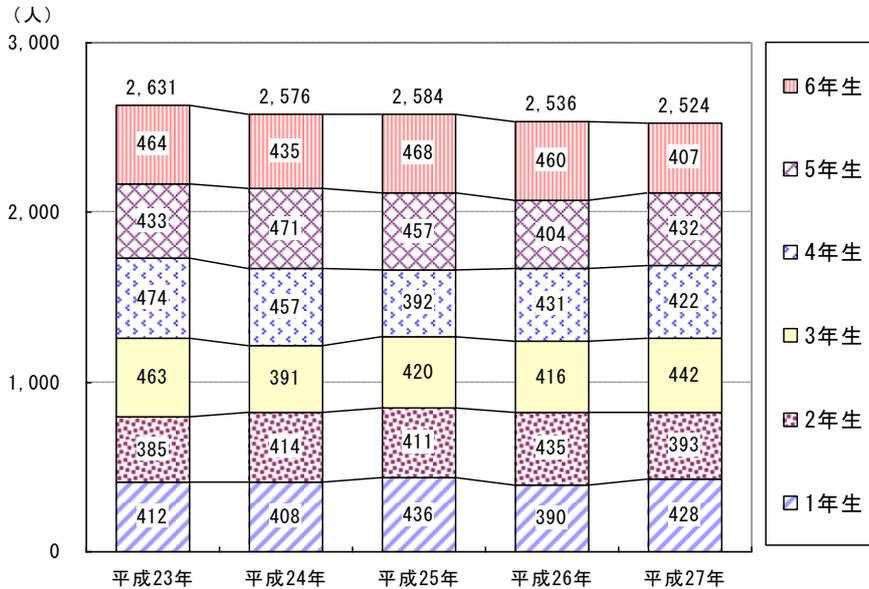


資料：学校基本調査（各年5月1日）

### (4) 小学生児童数の推移

本町における小学校数は平成27年5月現在8校となっています。また、本町の小学生児童数をみると、平成27年5月現在で2,524人となっています。

■小学生児童数の推移

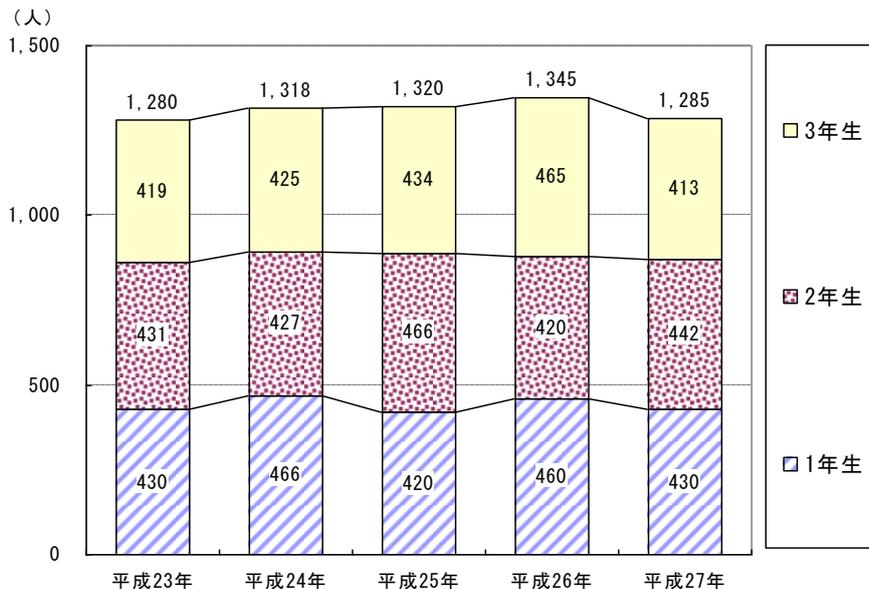


資料：学校基本調査（各年5月1日）

### (5) 中学生生徒数の推移

本町における中学校数は平成27年5月現在、3校となっています。また、本町の中学校生徒数をみると、平成27年5月現在で1,285人となっています。

■中学生生徒数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日）

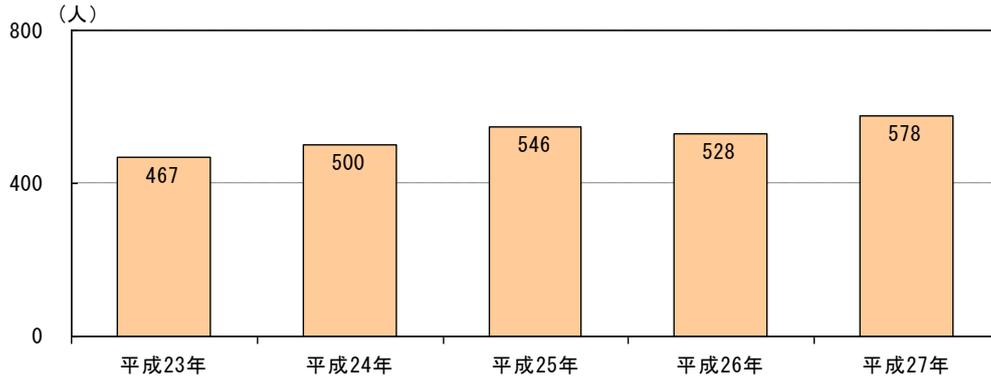
## 3

## 支援を必要とする町民の状況

## (1) 一人暮らし高齢者の推移

一人暮らし高齢者の推移は平成26年に若干減少しましたが、年々増加しています。

## ■一人暮らし高齢者の推移

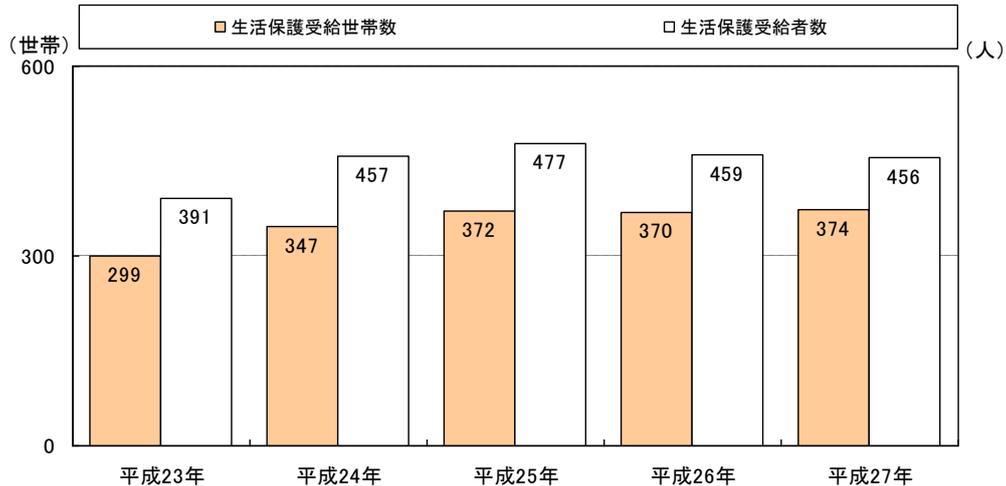


資料：社会福祉課（各年4月1日）

## (2) 生活保護受給者世帯数及び受給者数

生活保護受給者世帯数及び受給者数ともに増加傾向にあります。

## ■生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移

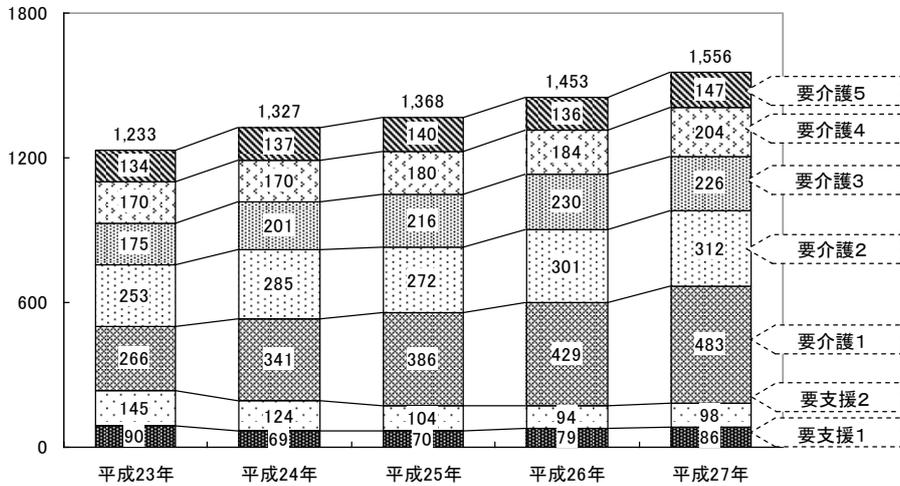


資料：社会福祉課（各年4月1日）

### (3) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は年々増加しており、平成27年では1,556人となっています。

■要支援・要介護認定者の推移

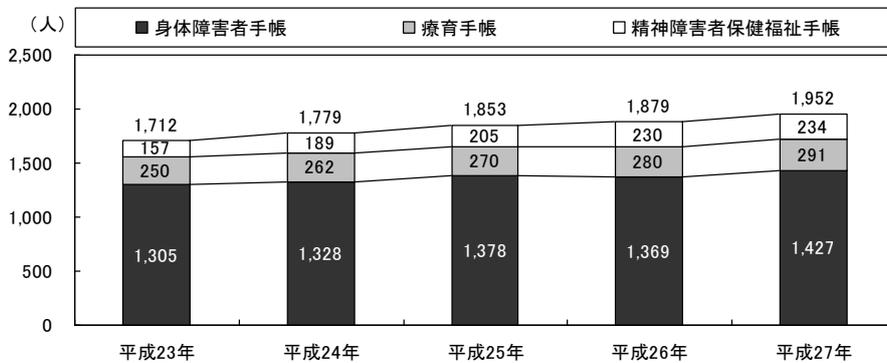


資料：介護保険事業状況報告（各年4月1日）

### (4) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、年々増加しており、特に身体障害者手帳所持者の割合は、全体の7割を占めています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日）

### (5) 虐待相談件数の推移

虐待相談件数については、横ばいとなっていますが、虐待は潜在的にあることも考えられるため、虐待の早期発見や相談体制の強化が求められています。

■虐待相談件数の推移

単位：件

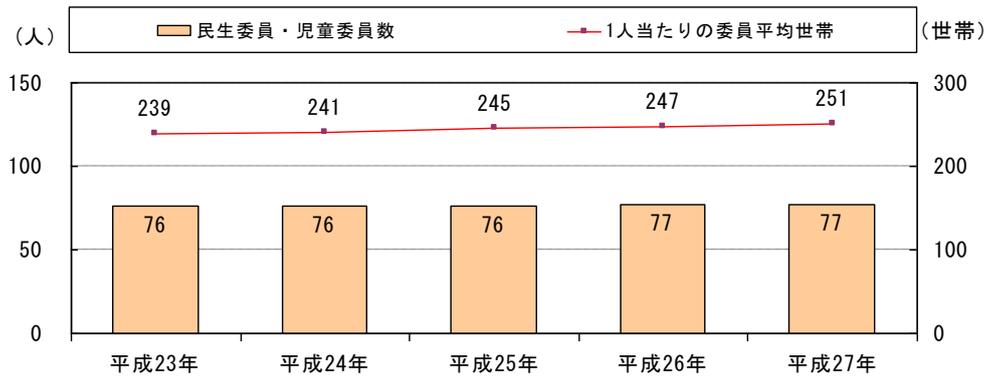
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童	14	31	20	20	24
高齢者	4	7	9	5	9
障害者	0	1	0	1	1

# 4 地域の状況

## (1) 民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員数は平成23年から平成27年にかけて、1名増加しているのに対し、委員1人当たりが担当する世帯数は年々増加しています。

■民生委員・児童委員数の推移

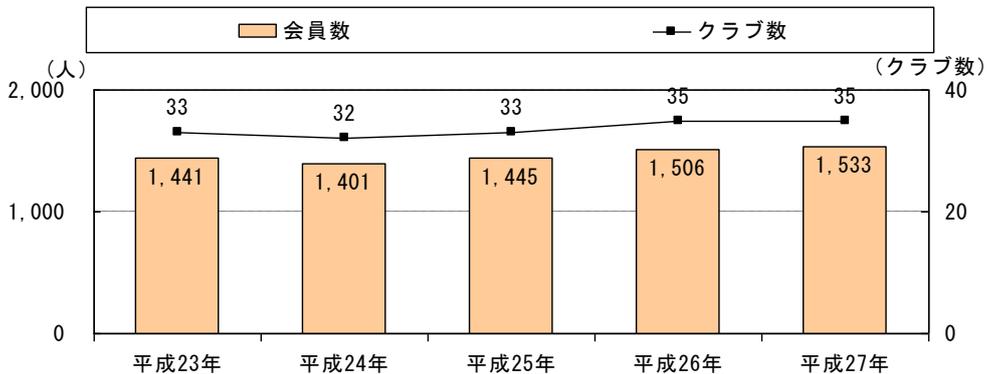


資料：社会福祉課（各年4月1日）

## (2) シルバークラブの推移

シルバークラブは、町内の60歳以上の方の自主的な団体で、教養の向上、健康増進などを中心に活動しています。クラブ数、会員数ともに年々増加しています。

■シルバークラブの推移



資料：社会福祉課（各年4月1日）

### (3) 社会福祉協議会

阿見町社会福祉協議会は地域住民、ボランティア、福祉施設・団体・グループなどの活動の支援を行っており、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とする組織です。

社会福祉協議会の会員数は、年々減少しています。

■社会福祉協議会会員数

単位：人

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般会員	9,908	9,853	9,823	9,783	9,659
特別会員	281	261	260	234	203
法人会員	214	205	203	207	203
合計	10,403	10,319	10,286	10,224	10,065

### (4) NPO法人

様々な社会的背景を要因として、人々のボランティア活動に対する関心は高まりをみせており、本町では、高齢者や障害者への支援、子育て支援等に関わるボランティア団体が活発な活動を展開しています。

本町においては、14団体が県より認証を受けております。

■NPO法人数

単位：団体

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
10	10	12	14	14

## 5

## アンケート調査及び地区懇談会について

本計画の策定にあたり、町民の現状や意向を把握し、計画づくりに反映するために、アンケート調査を実施しました。

また、本計画の策定にあたり、地域の現状や課題などを把握し、計画に反映するために、中学校区別の地区懇談会を実施しました。

## ■ アンケート調査の実施状況

対 象	町内在住の 20 歳以上の町民（無作為抽出）
調査期間	平成 27 年 4 月 10 日～4 月 24 日
配布・回収	郵送による配布・回収
配 布 数	2,000 件
回 収 数	812 件
回 収 率	40.6%

## ■ 中学校区別の地区懇談会の実施状況

実施か所、実施日	阿見中学校区（平成 27 年 6 月 15 日） 竹来中学校区（平成 27 年 6 月 17 日） 朝日中学校区（平成 27 年 6 月 24 日）
----------	--

## ■ 地区座談会の風景



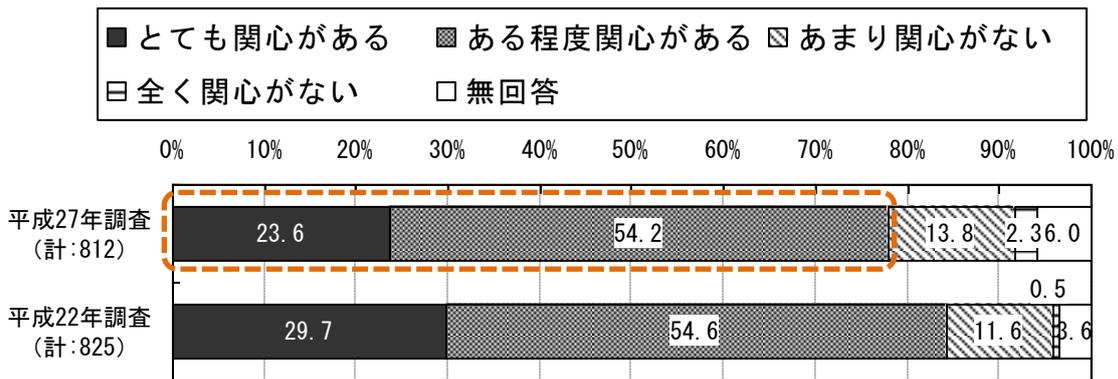
■分析・表示について

- 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- 複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- グラフ中の（計：○○）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- クロス集計※については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があるため、単純集計の結果と合致しない場合があります。

（1）地域福祉について

①福祉への関心

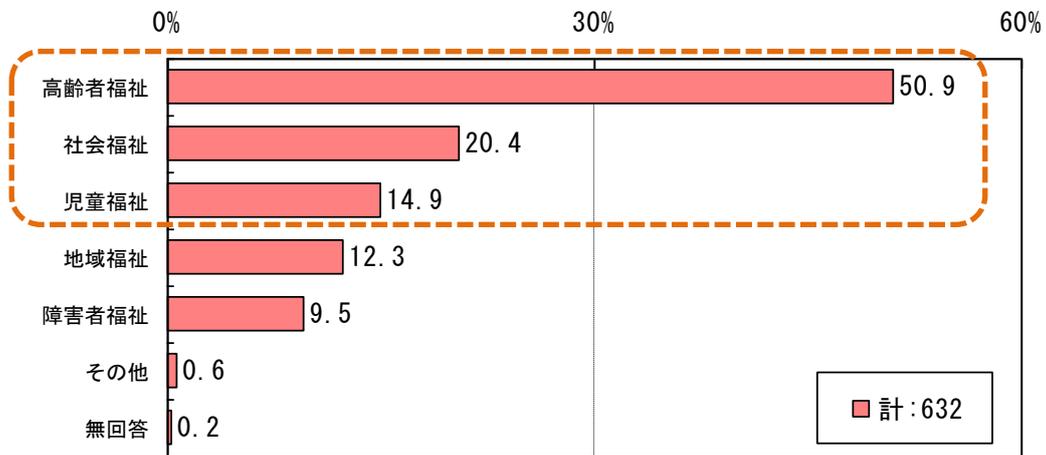
- ・福祉への関心では、「とても関心がある」、「ある程度関心がある」を合計すると77.8%となっています。前回の平成22年度調査と比べると、「とても関心がある」、「ある程度関心がある」は84.3%から77.8%と7ポイント減少しています。



※ クロス集計：アンケート調査票の質問項目をかけ合わせて集計する手法

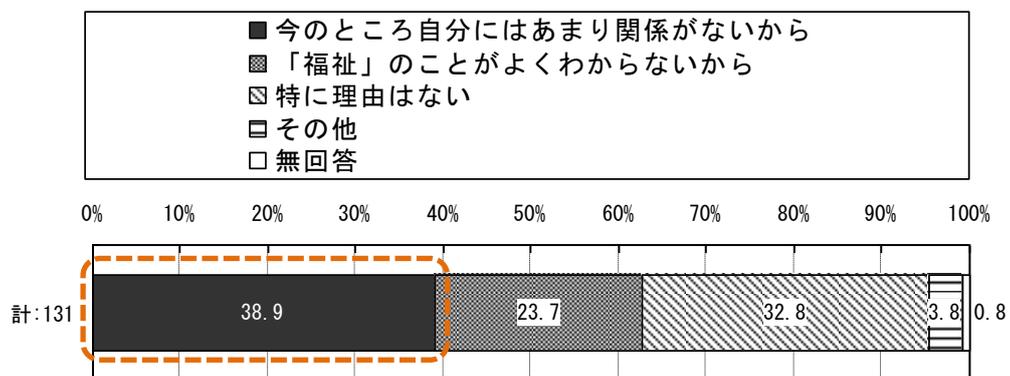
### ②関心のある福祉分野

- 関心のある福祉分野については、「高齢者福祉」が50.9%と最も多く、次いで「社会福祉」が20.4%、「児童福祉」が14.9%となっています。



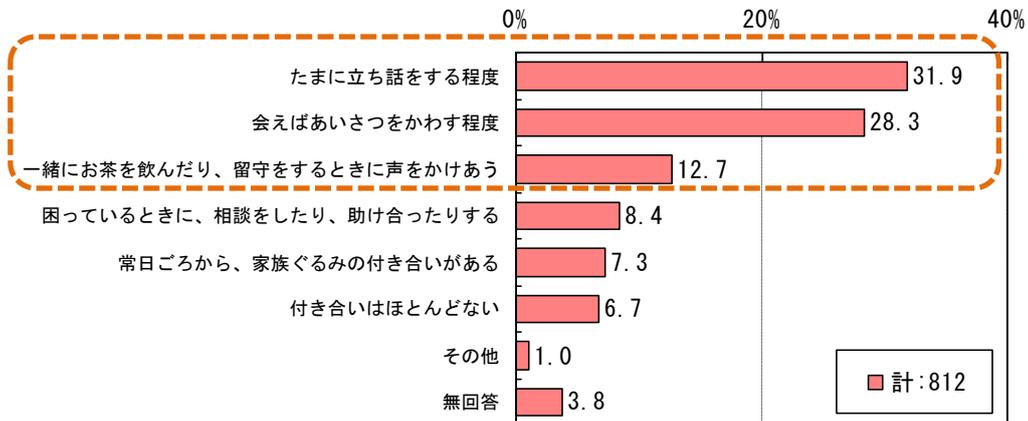
### ③福祉に関心がない理由

- 福祉に関心がない理由は「今のところ自分にはあまり関係がないから」が38.9%と最も多く、次いで「特に理由はない」32.8%、「福祉」のことがよくわからないから」が23.7%となっています。「その他」として「施設入所しているから」などの回答があります。



④近所付き合い

- ・ふだんの近所付き合いでは「たまに立ち話をする程度」が31.9%と最も多く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」が28.3%、「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう」が12.7%となっています。また、「付き合いはほとんどない」が6.7%います。

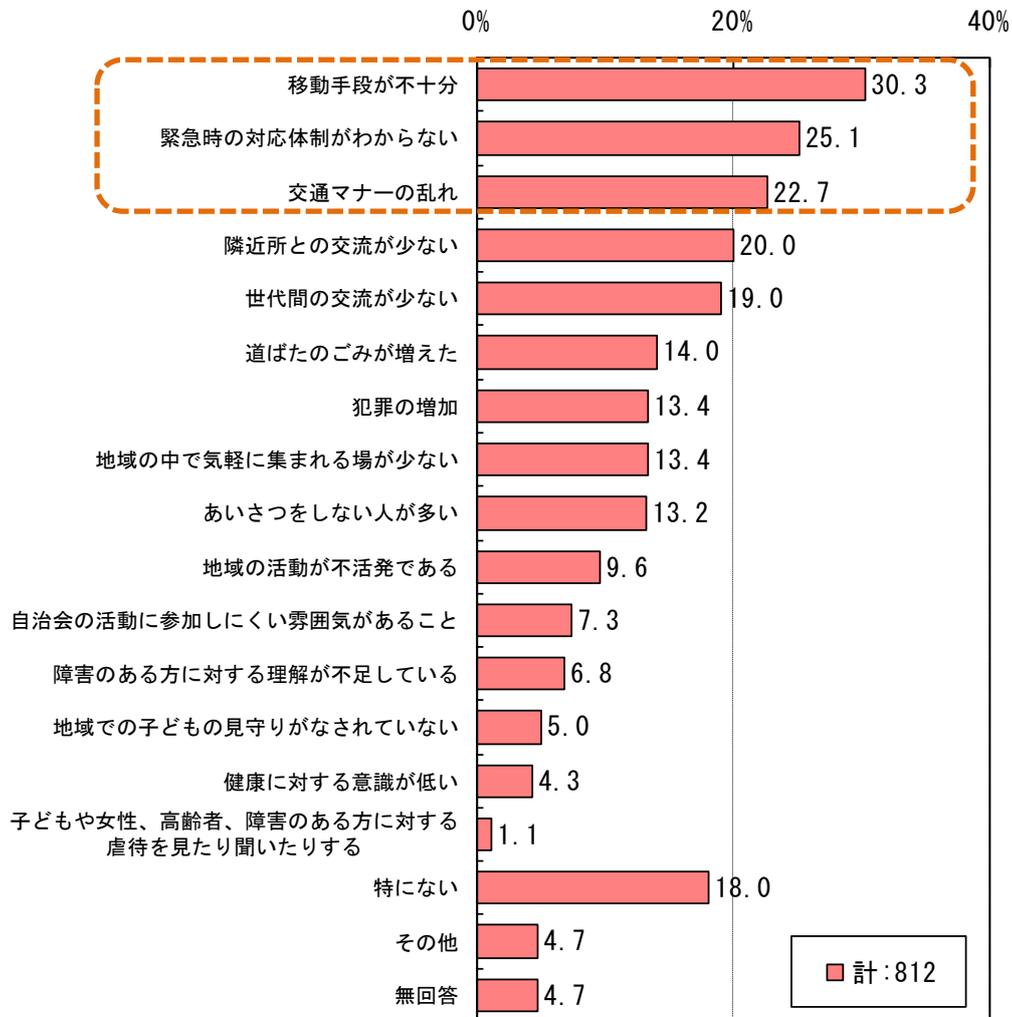


- ・中学校区別にみると、阿見中学校区、竹来中学校区では「たまに立ち話をする程度」、朝日中学校区では「会えばあいさつをかわす程度」が最も多くなっています。年代別にみると、20代から40代では「会えばあいさつをかわす程度」、50代以上では「たまに立ち話をする程度」が最も多くなっています。

上段: 度数 下段: %	近所付き合い									
	合計	家族ぐるみ の付き合い がある	常日ごろ から、 あみから、 の	助け合 ったり する	相談 する とき に、	に、一 緒に 留守 する とき だ	立ち まに をす る 程 度	か え ば あ い さ つ を	ほ と ん ど い な い	そ の 他
全体	812 100.0	59 7.3	68 8.4	103 12.7	259 31.9	230 28.3	54 6.7	8 1.0	31 3.8	
中 学 校 区	阿見中学校区	289 100.0	25 8.7	23 8.0	23 8.0	104 36.0	82 28.4	19 6.6	3 1.0	10 3.5
	竹来中学校区	270 100.0	17 6.3	27 10.0	40 14.8	83 30.7	72 26.7	15 5.6	2 0.7	14 5.2
	朝日中学校区	218 100.0	15 6.9	17 7.8	39 17.9	62 28.4	66 30.3	14 6.4	-	5 2.3
年 代	20代	49 100.0	3 6.1	-	1 2.0	8 16.3	24 49.0	11 22.4	-	2 4.1
	30代	80 100.0	4 5.0	2 2.5	5 6.3	16 20.0	40 50.0	13 16.3	-	-
	40代	117 100.0	10 8.5	7 6.0	6 5.1	40 34.2	45 38.5	7 6.0	1 0.9	1 0.9
	50代	124 100.0	5 4.0	12 9.7	9 7.3	51 41.1	35 28.2	9 7.3	1 0.8	2 1.6
	60代	193 100.0	18 9.3	18 9.3	30 15.5	70 36.3	44 22.8	4 2.1	1 0.5	8 4.1
	70代以上	238 100.0	19 8.0	28 11.8	52 21.8	71 29.8	38 16.0	9 3.8	5 2.1	16 6.7

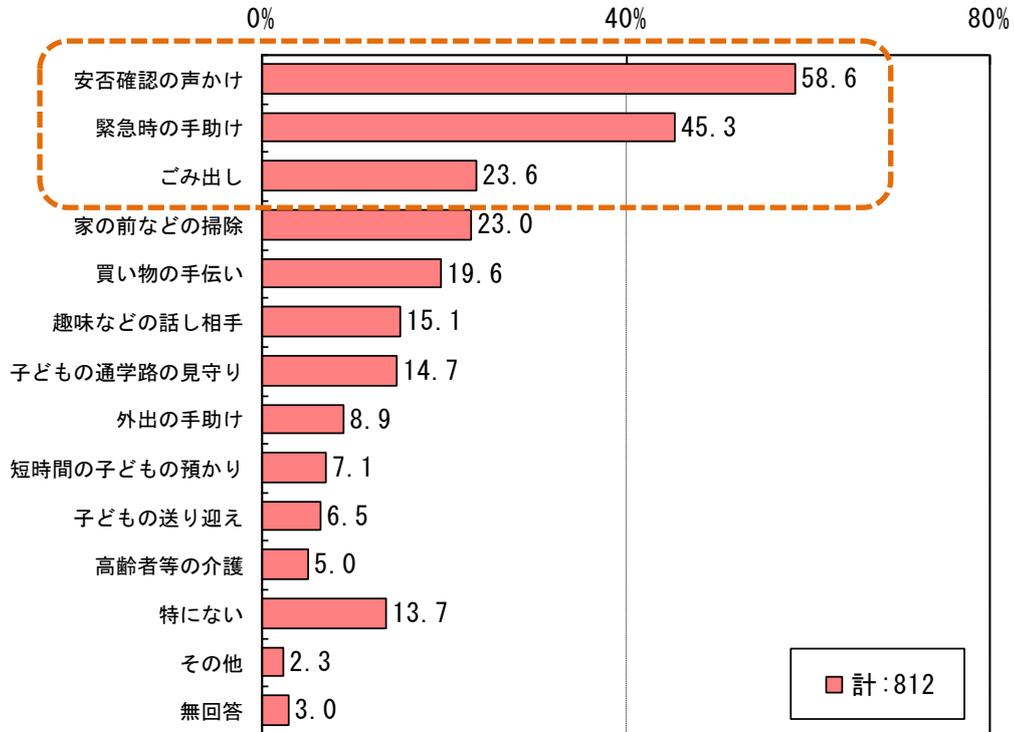
## ⑤住んでいる地域の中での問題

- 住んでいる地域の問題点は、「移動手段が不十分」が 30.3%と最も多く、次いで「緊急時の対応体制がわからない」が 25.1%、「交通マナーの乱れ」が 22.7%となっています。「その他」として「外国人のマナー」、「夜中の騒音」などの回答があります。



⑥隣近所で困っている家庭に自分ができる手助け

- ・隣近所の人困っているときにできることでは「安否確認の声かけ」が58.6%で最も多く、次いで「緊急時の手助け」が45.3%、「ごみ出し」が23.6%となっています。



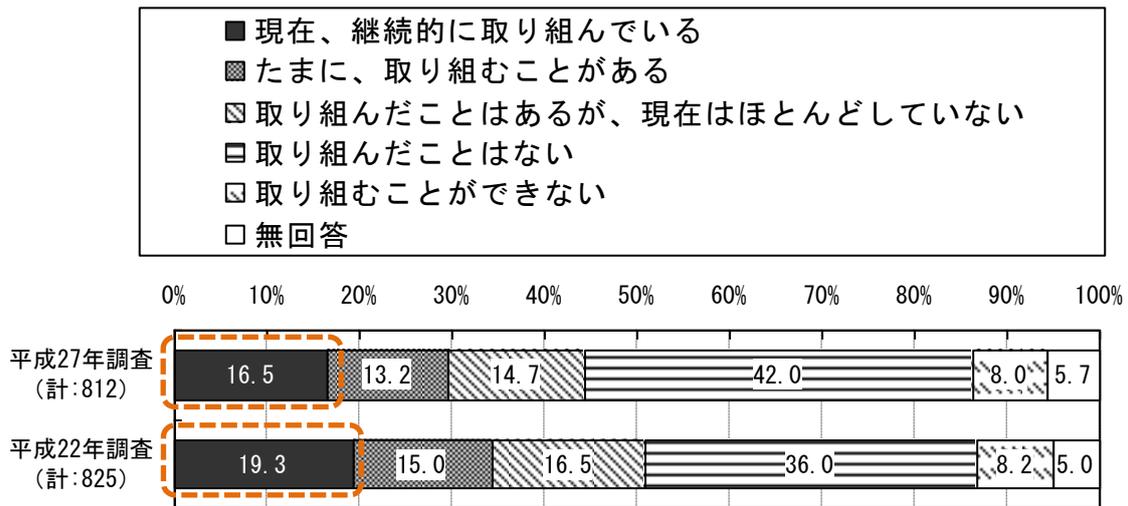
《地区懇談会での意見》

- ・若い世代への福祉の浸透が大切になってきている。
- ・核家族化の影響で世代間交流が取れない
- ・アパート暮らしの人などとの交流があまりない。

## (2) 地域活動・ボランティア活動について

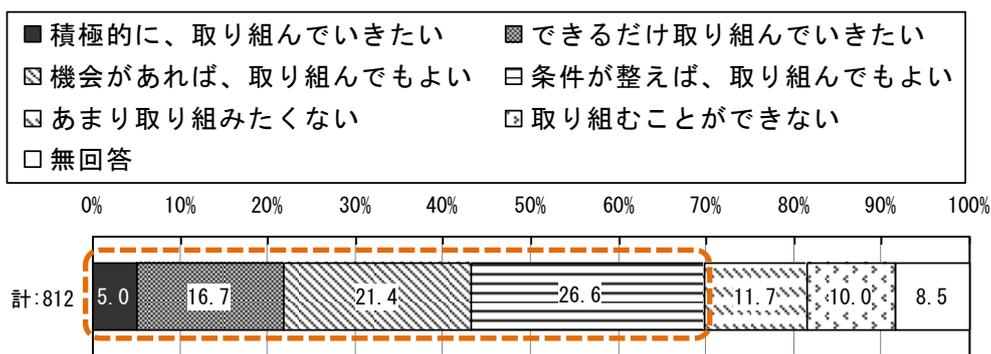
### ① 地域活動やボランティア活動の参加状況

- 地域活動やボランティア活動の参加経験では、16.5%が「現在、継続的に取り組んでいる」と回答しています。前回の平成22年度調査と比べると、「現在、継続的に取り組んでいる」は19.3%から16.5%と2.8ポイント減少しています。



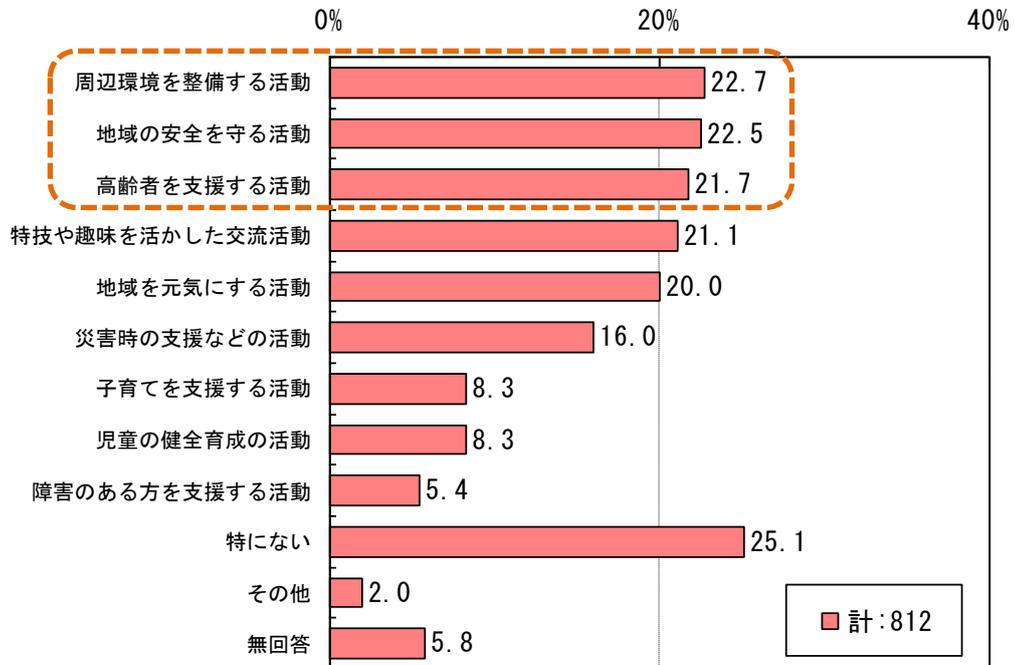
### ② 今後の地域活動やボランティア活動の参加意向

- 地域活動やボランティア活動の参加意向では、「積極的に、取り組んでいきたい」、「できるだけ取り組んでいきたい」、「機会があれば、取り組んでもよい」、「条件を整えば、取り組んでもよい」の回答を合わせると69.7%が参加意向があると回答しています。



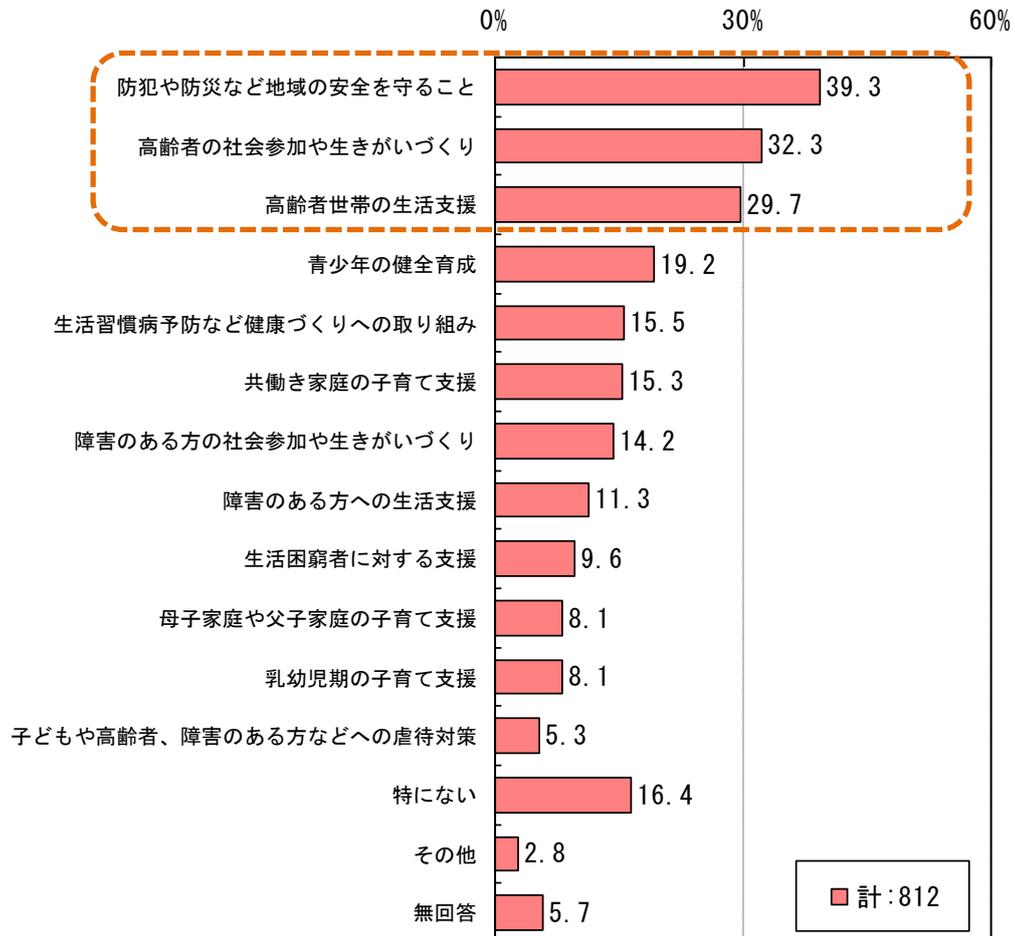
③今後してみたい地域活動やボランティア活動等

- 今後、参加したいボランティア活動では、「周辺環境を整備する活動」が22.7%で最も多く、次いで「地域の安全を守る活動」が22.5%、「高齢者を支援する活動」が21.7%となっています。



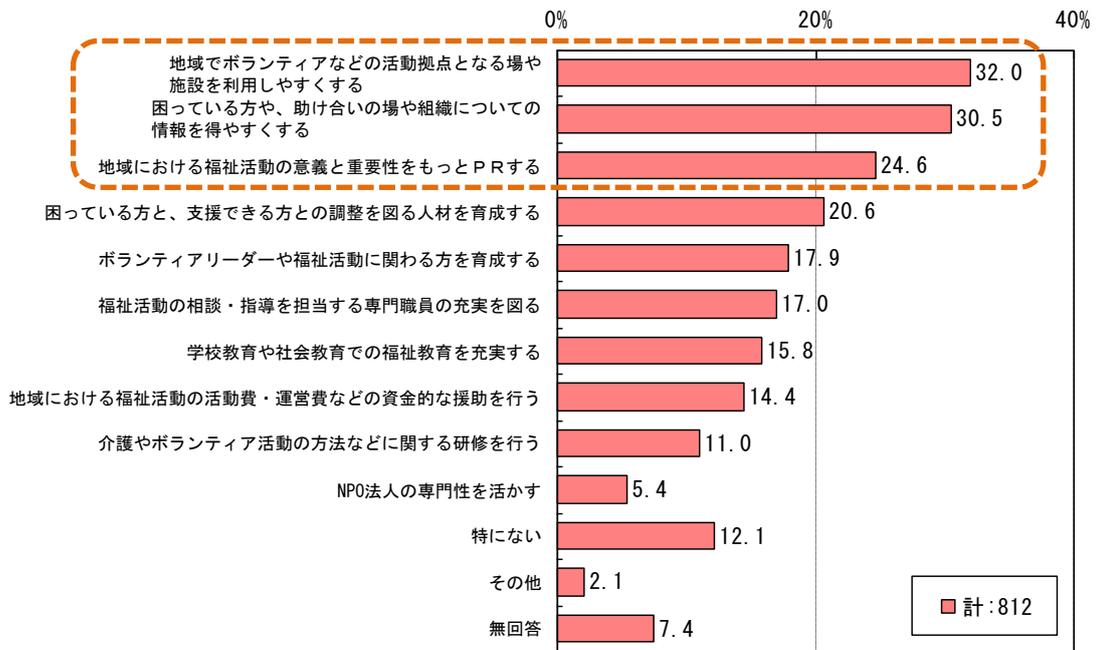
④身近な地域で住民が取り組むべき課題や問題

- 地域住民が取り組むべき課題や問題は、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が 39.3%と最も多く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいがづくり」が 32.3%、「高齢者世帯の生活支援」が 29.7%となっています。



⑤地域の助け合い・支えあいの活発化に重要なこと

・助け合い、支えあい活動を活発化するために重要なことでは、「地域でボランティアなどの活動拠点となる場や施設を利用しやすくする」が32.0%と最も多く、次いで「困っている方や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が30.5%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が24.6%となっています。



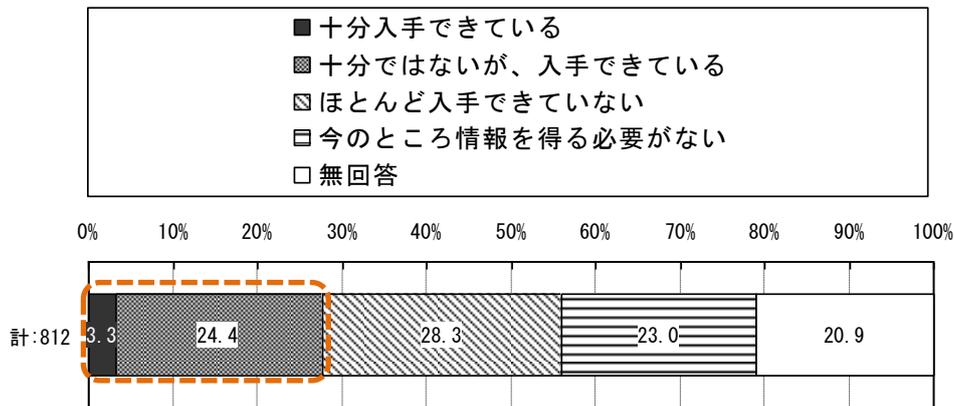
《地区座談会での意見》

- ・定年退職後、地域に友達がいなく、隣近所との交流ができず独りになっている人がいる。そういう人をどのように地域に出すかが課題。
- ・行事をやっても役員が集まらない。

### (3) 福祉サービス・生活環境について

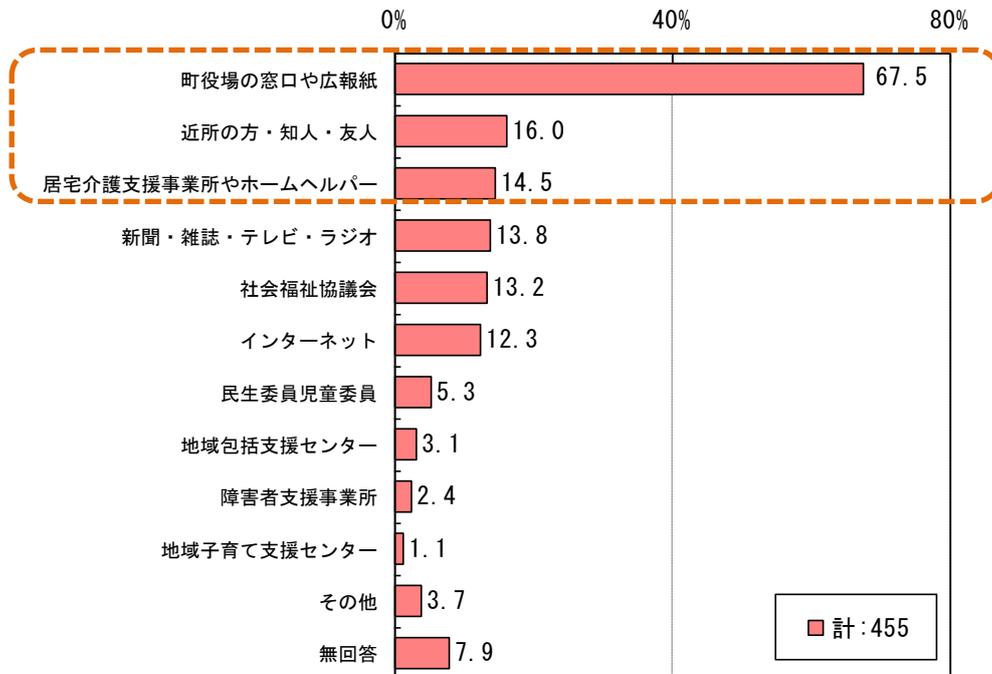
#### ①福祉サービスの情報入手ができていますか

- ・「福祉サービス」に関する情報の入手状況では、「十分入手できている」、「十分ではないが、入手できている」を合わせると27.7%が入手できていると回答しています。また「ほとんど入手できていない」が28.3%となっています。



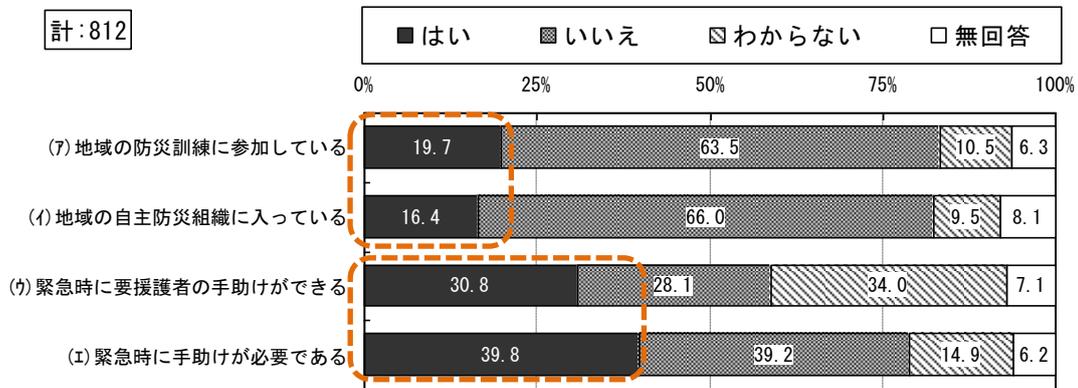
#### ②福祉サービスの情報の入手先

- ・「福祉サービス」に関する情報の主な入手先では、「町役場の窓口や広報紙」が67.5%と最も多く、次いで、「近所の方・知人・友人」が16.0%、「居宅介護支援事業所やホームヘルパー」が14.5%となっています。「その他」として「さわやかセンター」などの回答があります。



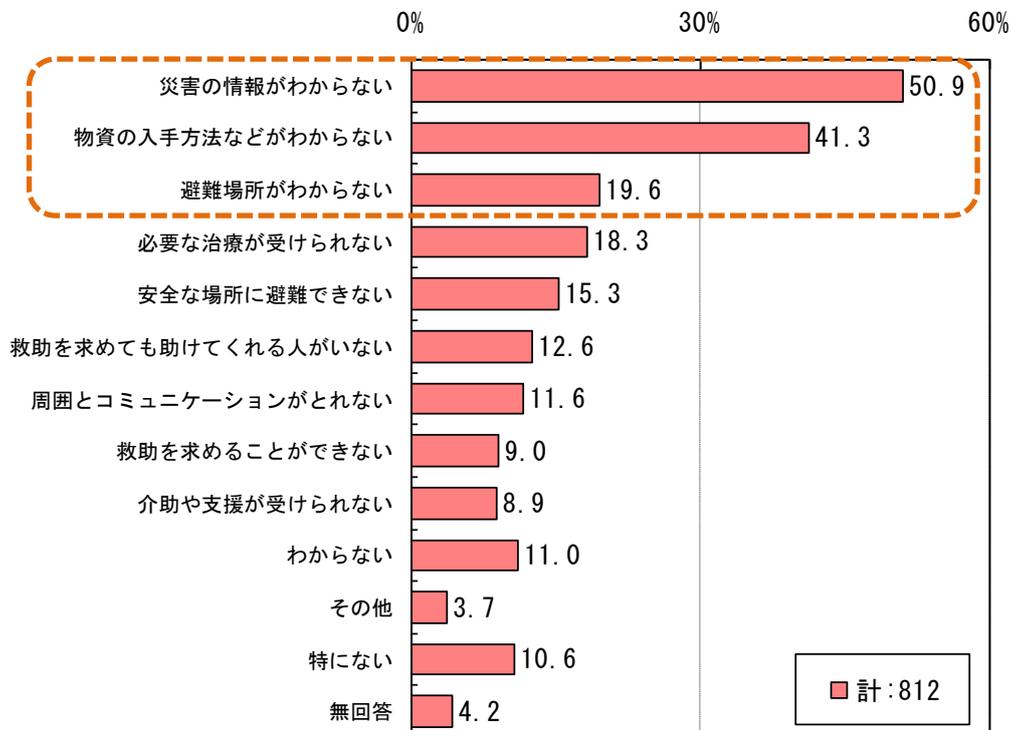
### ③緊急時への備え

・防災活動や災害などの緊急時の取り組みや考え方については、「(ア) 地域の防災訓練に参加している」、「(イ) 地域の自主防災組織に入っている」が2割程度取り組んでいることがうかがえます。また、「(ウ) 緊急時に要援護者の手助けができる」、「(エ) 緊急時に手助けが必要である」では3割～4割が「はい」と回答しています。



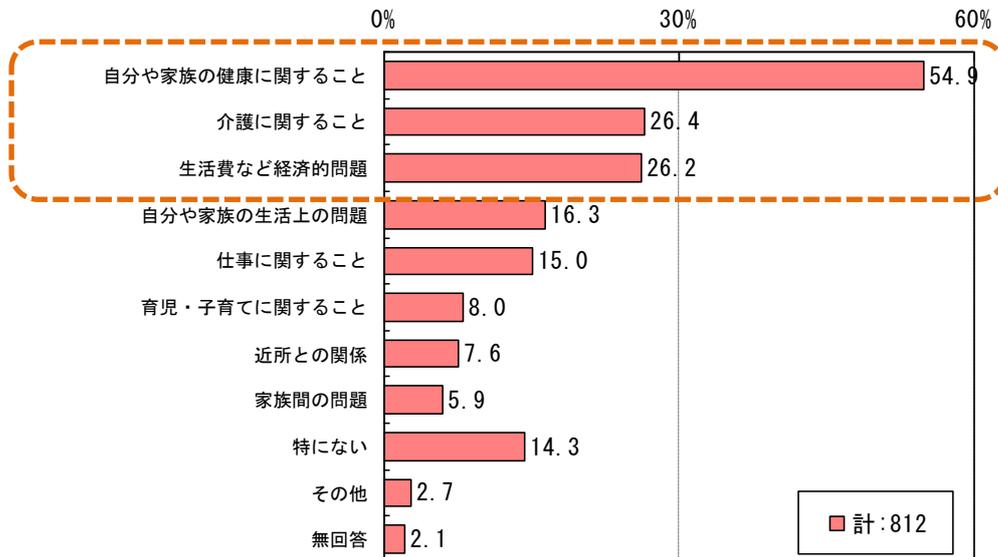
### ④災害時に困ること

・災害時に困ることは、「災害の情報がわからない」が50.9%と最も多く、次いで「物資の入手方法などがわからない」が41.3%、「避難場所がわからない」が19.6%となっています。



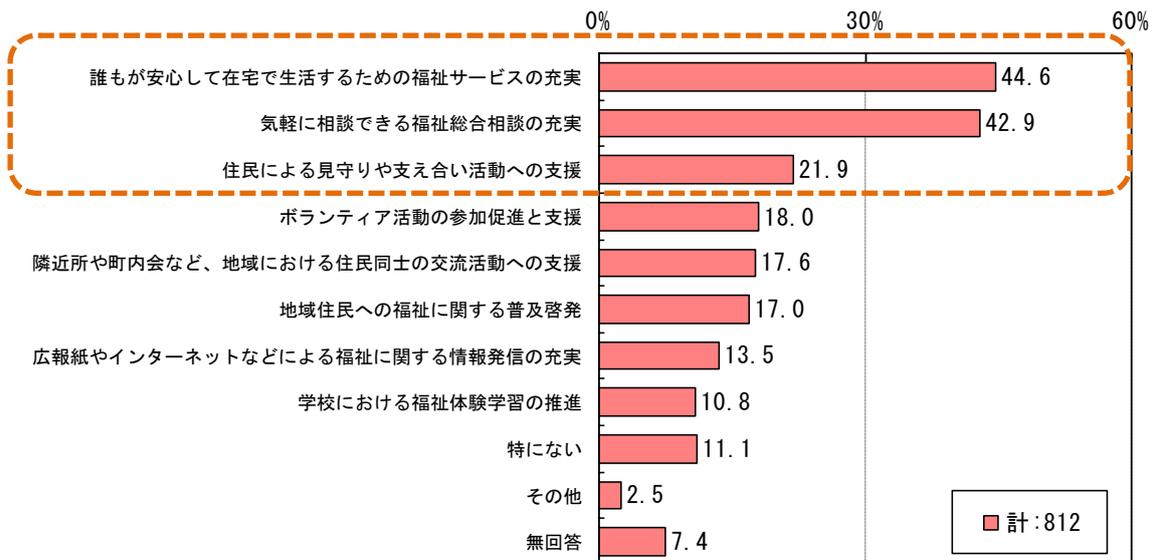
### ⑤日常生活での不安

- 日常生活で日頃不安に思っていることでは、「自分や家族の健康に関すること」が54.9%と最も多く、次いで「介護に関すること」が26.4%、「生活費など経済的問題」が26.2%となっています。



### ⑥社会福祉協議会の活動・支援として今後充実してほしいこと

- 社会福祉協議会で充実して欲しいことは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が44.6%と最も多く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が42.9%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が21.9%となっています。



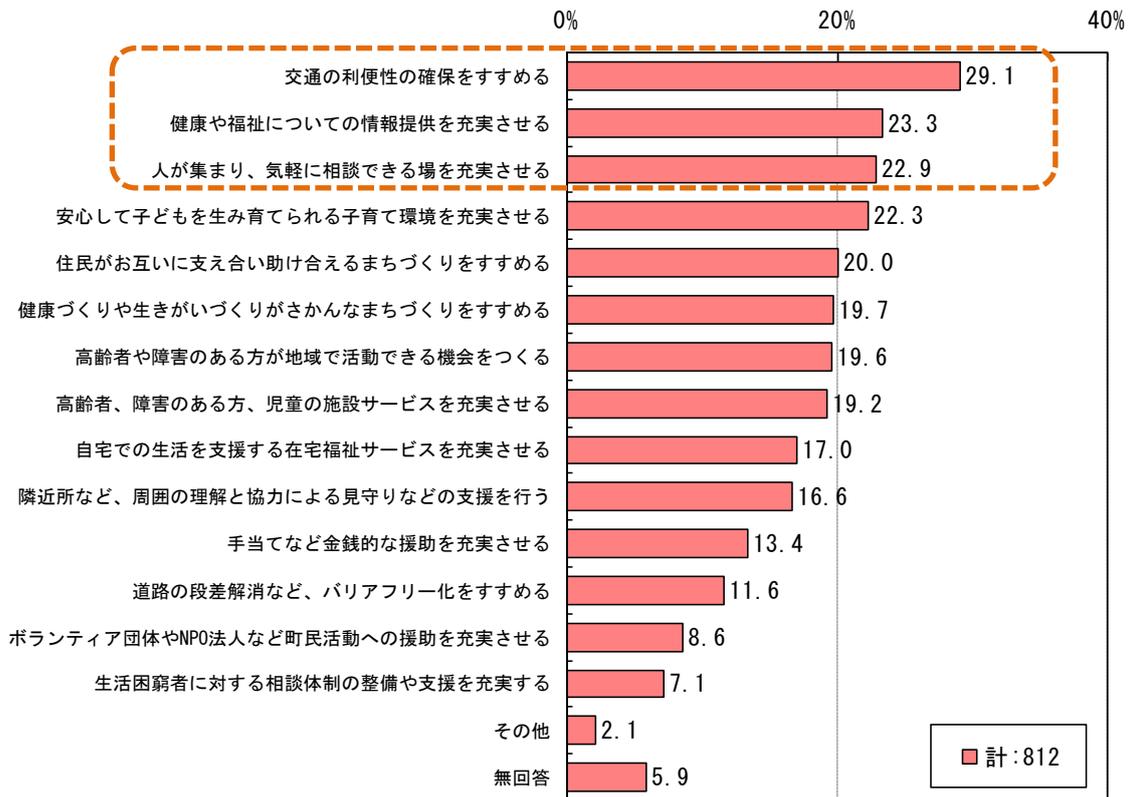
- ・中学校区別に社会福祉協議会で充実してほしいことをみると、阿見中学校区、竹来中学校区では「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」、朝日中学校区では「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が最も多くなっています。

年代別に福祉サービスの利用状況をみると、20代から50代では「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」、60代以上では「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が最も多くなっています。

上段:度数 下段:%		社会福祉協議会で充実してほしいこと											
		合計	ボランティア活動の参加促進と支援	住民による見守りや支え合い活動への支援	隣近所や町内会など、地域における住民同士の交流活動への支援	気軽に相談できる福祉総合相談の充実	誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実	地域住民への福祉に関する普及啓発	学校における福祉体験学習の推進	福祉に関する情報発信の充実	広報紙やインターネットなどによる	特にない	その他
全体		812 100.0	146 18.0	178 21.9	143 17.6	348 42.9	362 44.6	138 17.0	88 10.8	110 13.5	90 11.1	20 2.5	60 7.4
中学校区	阿見中学校区	289 100.0	52 18.0	73 25.3	56 19.4	120 41.5	133 46.0	56 19.4	33 11.4	43 14.9	29 10.0	7 2.4	17 5.9
	竹来中学校区	270 100.0	48 17.8	60 22.2	41 15.2	118 43.7	127 47.0	43 15.9	29 10.7	29 10.7	32 11.9	5 1.9	18 6.7
	朝日中学校区	218 100.0	41 18.8	37 17.0	43 19.7	94 43.1	87 39.9	35 16.1	24 11.0	31 14.2	23 10.6	5 2.3	19 8.7
年代	20代	49 100.0	10 20.4	12 24.5	4 8.2	14 28.6	13 26.5	7 14.3	8 16.3	9 18.4	9 18.4	1 2.0	5 10.2
	30代	80 100.0	18 22.5	8 10.0	3 3.8	33 41.3	27 33.8	7 8.8	17 21.3	11 13.8	18 22.5	2 2.5	3 3.8
	40代	117 100.0	21 17.9	18 15.4	10 8.5	58 49.6	41 35.0	17 14.5	20 17.1	21 17.9	14 12.0	4 3.4	3 2.6
	50代	124 100.0	21 16.9	32 25.8	23 18.5	62 50.0	57 46.0	25 20.2	19 15.3	17 13.7	14 11.3	4 3.2	-
	60代	193 100.0	37 19.2	48 24.9	37 19.2	76 39.4	89 46.1	42 21.8	14 7.3	30 15.5	16 8.3	2 1.0	19 9.8
	70代以上	238 100.0	38 16.0	57 23.9	65 27.3	101 42.4	129 54.2	39 16.4	10 4.2	21 8.8	17 7.1	7 2.9	26 10.9

⑦阿見町の保健福祉施策の充実のために重要なこと

- 保健福祉施策を充実していくために必要な取り組みでは、「交通の利便性の確保をすすめる」が 29.1%と最も多く、次いで「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が 23.3%、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が 22.9%となっています。「その他」として「地域のリーダーの育成」、「あまり期待しない」などの回答があります。



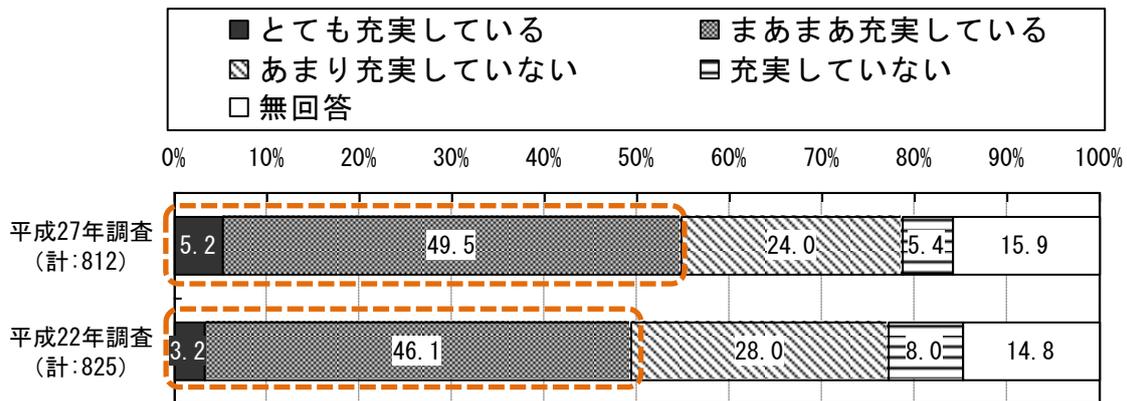
第2章 阿見町の現状と課題

- ・保健福祉施策を充実していくために必要な取り組みを中学校区別、年代別でみると、それぞれのケースによって要望が異なる傾向がうかがえます。

上段:度数 下段:%	保健福祉施策を充実していくために必要な取り組み																	
	合計	隣近所などの支援を行う	ボランティア団体やNPO法人など	高齢者や障害のある方が地域で活動できる機会をつくる	人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる	健康や福祉についての情報提供を充実させる	住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりをすすめる	健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりをすすめる	自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる	高齢者、障害のある方、児童の施設サービスを充実させる	安心して子どもを生育てられる子育て環境を充実させる	手当てなど金銭的な援助を充実させる	生活困窮者に対する相談体制の整備や支援を充実する	交通の利便性の確保をすすめる	道路の段差解消など、バリアフリー化をすすめる	その他	無回答	
全体	812 100.0	135 16.6	70 8.6	159 19.6	186 22.9	189 23.3	162 20.0	160 19.7	138 17.0	156 19.2	181 22.3	109 13.4	58 7.1	236 29.1	94 11.6	17 2.1	48 5.9	
中学校区	阿見中学校区	289 100.0	44 15.2	31 10.7	54 18.7	54 18.7	72 24.9	63 21.8	55 19.0	59 20.4	61 21.1	42 14.5	21 7.3	87 30.1	38 13.1	8 2.8	12 4.2	
	竹来中学校区	270 100.0	48 17.8	21 7.8	57 21.1	65 24.1	68 25.2	53 19.6	48 17.8	46 17.0	49 18.1	54 20.0	32 11.9	21 7.8	79 29.3	33 12.2	6 2.2	13 4.8
	朝日中学校区	218 100.0	36 16.5	13 6.0	43 19.7	61 28.0	56 25.7	31 14.2	45 20.6	35 16.1	38 17.4	56 25.7	28 12.8	12 5.5	57 26.1	20 9.2	2 0.9	19 8.7
	年代	20代	49 100.0	8 16.3	5 10.2	3 6.1	12 24.5	11 22.4	7 14.3	6 12.2	1 2.0	6 12.2	19 38.8	13 26.5	6 12.2	10 20.4	7 14.3	2 4.1
30代	80 100.0	6 7.5	8 10.0	7 8.8	15 18.8	19 23.8	9 11.3	10 12.5	8 10.0	15 18.8	37 46.3	27 33.8	7 8.8	29 36.3	13 16.3	-	5 6.3	
40代	117 100.0	12 10.3	12 10.3	15 12.8	24 20.5	19 16.2	15 12.8	15 12.8	23 19.7	31 26.5	32 27.4	21 17.9	11 9.4	34 29.1	19 16.2	5 4.3	5 4.3	
50代	124 100.0	19 15.3	13 10.5	33 26.6	29 23.4	31 25.0	19 15.3	27 21.8	26 21.0	32 25.8	19 15.3	19 15.3	7 5.6	36 29.0	12 9.7	2 1.6	6 4.8	
60代	193 100.0	37 19.2	11 5.7	48 24.9	43 22.3	50 25.9	54 28.0	45 23.3	28 14.5	30 15.5	42 21.8	17 8.8	12 6.2	55 28.5	17 8.8	3 1.6	10 5.2	
70代以上	238 100.0	52 21.8	21 8.8	50 21.0	61 25.6	58 24.4	56 23.5	56 23.5	51 21.4	38 16.0	29 12.2	11 4.6	14 5.9	67 28.2	24 10.1	5 2.1	17 7.1	

### ⑧阿見町の保健福祉施策の満足度

- 阿見町の保健福祉施策の満足度では、「とても充実している」、「まあまあ充実している」を合わせると54.7%が充実していると回答しています。前回の平成22年度調査と比べると、「とても充実している」、「まあまあ充実している」は49.3%から54.7%と5.4ポイント上昇しています。しかし、第1次計画で設定した計画値70.0%を下回っています。



### 《地区座談会での意見》

- 災害時の避難行動要支援や見守りをするにあたり、個人情報という壁をどのように解決していくのか問題になっている。
- 社会福祉を住民レベルでどこまで手を差し伸べていいのかわからない。

## 6

## 地域福祉に関わる課題

### (1) アンケート調査等から見える課題

アンケート調査、地区座談会から本町の地域福祉に関わる課題をまとめました。

#### ① 地域のつながりと交流を推進する

地域での顔の見える関係や交流を通した心のふれあいが少なくなっており、福祉意識が育ちにくい社会になっています。そのような中では、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なく、支え合える関係づくりが難しいといえます。

また、少子高齢化や核家族化が進み、近所付き合いの希薄化や他人とのコミュニケーションを避ける人が増えるなど、いわゆる「地域力<sup>\*</sup>」の低下が問題となっています。

アンケート調査結果では、福祉への関心が平成 22 年度調査と比べると関心度が減少しています。地区座談会でも若い世代への福祉の浸透や、地域における世代間交流が取れていないなどの意見も出ており、より一層の福祉の向上が求められています。

こうしたことから町民一人ひとりに対して、地域福祉の心のさらなる醸成を図るとともに、交流できる場や地域の支え合いのきっかけづくりが必要となっています。

#### ② 地域活動・ボランティア活動を推進する

町民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を高め、あらゆる世代の人が気軽に地域活動やボランティア活動に参加できる体制をつくり、地域福祉を担う人づくりを進めていく必要があります。

また、地域福祉を推進するうえで、地域活動等による支えあいや助けあいを基盤とした地域づくりは必要不可欠です。そのためにも、子ども、高齢者、障害者など誰もが地域の担い手として主体的にふれあい、支えあいながら、活動できる環境づくりが求められています。

地区座談会では、地域活動等を行う際に役員が集まらないなどの指摘がありました。また、地域にいる人材の育成も課題となっています。

さらに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係組織との連携を充実し、地域福祉のネットワークづくりが求められています。

<sup>\*</sup>地域力：行政をはじめ、住民や自治会、NPO、企業など地域の様々な人々が協力し合いながら、身近な課題を解決したり、地域を活性化させる力

### ③ 安全・安心な地域づくりを推進する

東日本大震災等を機に、防災をはじめとした安全・安心への意識が高まっていることから、災害時などの体制づくりがより重要となっています。

本町において、要支援・要介護認定者数や障害者数が増加しており、保健・医療・福祉に関するニーズは高度化・多様化しているため、町民一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携の充実が求められています。

アンケート調査の保健福祉施策の満足度では、平成 22 年度調査に比べて充実していると回答した割合が多くなっています。地区座談会では災害時の避難行動支援や見守りをするにあたり、個人情報の壁が問題になっていること、住民レベルでどこまで手を差し伸べていいのかわからないなどの意見があがっています。

また、支援を必要とする人に対しては、自立に向けた様々なサポートが必要となっています。今後も増加する高齢者や障害者などに配慮したまちづくりが求められており、福祉サービスの充実のみならず、バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを推進することが重要です。

## (2) 社会情勢の変化から見える課題

社会情勢から地域福祉に関わる課題をまとめました。

### ① 支援を必要としている人の増加

核家族や高齢者のみの世帯の増加等にみられる世帯の小規模化や個人の価値観の多様化により、ライフスタイルは大きく変化し、地縁や血縁で要配慮者（高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する人）を支える力は弱まってきています。

例えば、寝たきり・認知症・虚弱高齢者については、日本全国で平成 12 年では 280 万人、平成 22 年では 390 万人であり、そして平成 37 年には 520 万人になると予想されるなど、要配慮者の増加がみられる状況の中で、児童、高齢者、障害者が虐待を受けるケースの増加、地震などの大規模災害の発生による避難や2次災害のリスクなど高齢者や障害者の暮らし、子育て、介護等において様々な課題が生じています。これらを解決するためには、地域住民が支え合い助け合うこと、そして、地域コミュニティの再構築が大切です。

また、災害時の要配慮者対策については、国が平成 18 年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示し、市町村にその取り組みを周知していましたが、平成 23 年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、実効性のある避難支援を行うため、平成 25 年6月に災害対策基本法の改正を実施するとともに「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」を策定しました。このことにより、避難行動要支援者に対するより一層の支援の強化が求められます。

## ② 制度の狭間に陥る人の増加

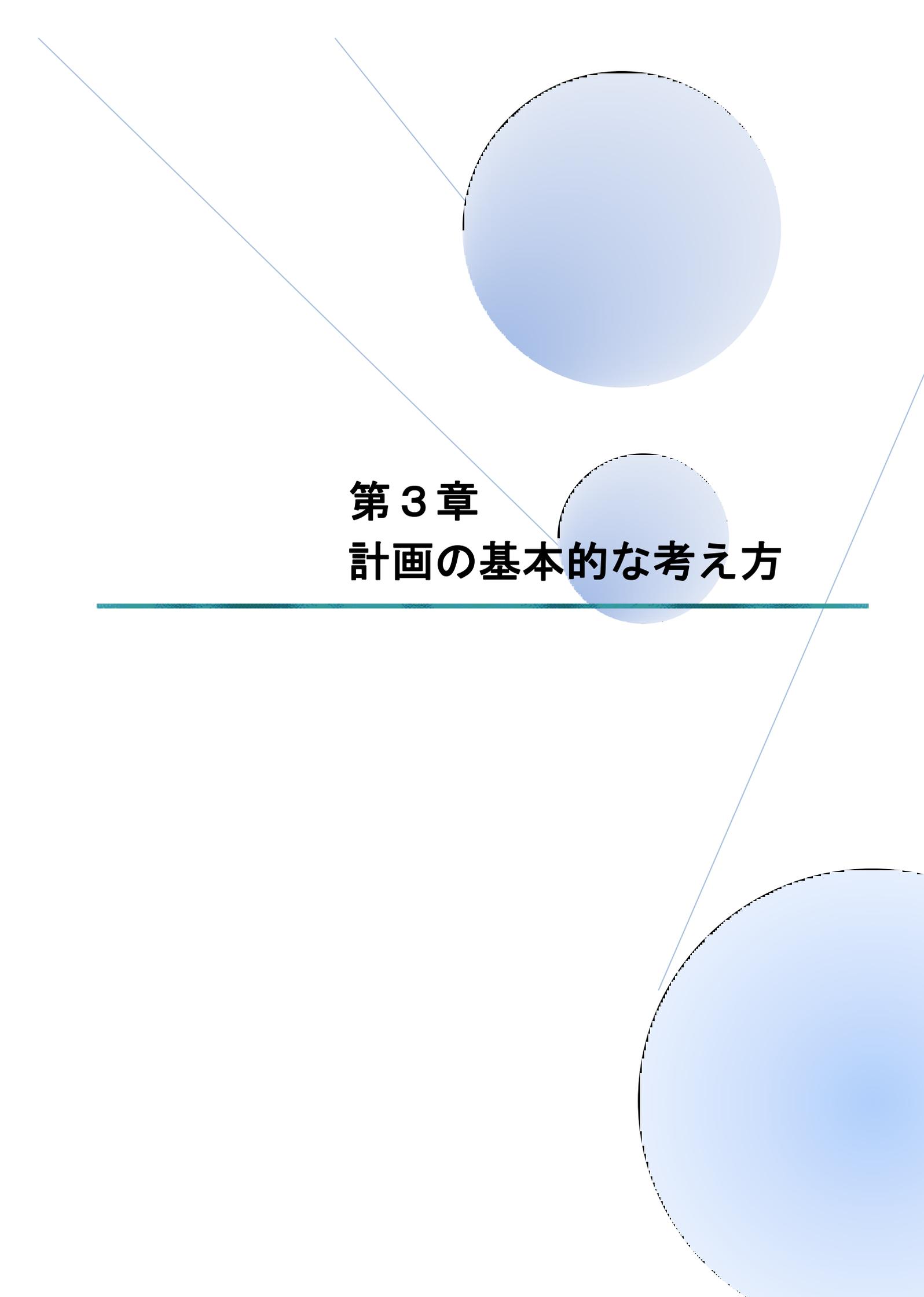
要配慮者の増加とともに、それぞれの人が抱えている問題は複雑化、多様化しています。貧困や障害、疾病、非行、犯罪、失業、家族の問題と複数の課題が絡み合い、制度の枠組みの狭間に陥るケースが増加し、制度によるサービスだけでは対応できず、十分な支援が行き届かない人々や解決することが困難な社会的な課題が増加しています。そのため、制度だけではなく、複合的な課題に対応できるような場の検討や地域の複数の機関が連携して支援にあたる事ができるよう「住民」、「事業者」、「行政」の連携や地域福祉の担い手の育成が大切です。

## ③ 生活困窮者の増加

近年、社会経済環境の変化に伴い終身雇用慣行も徐々に変わってきており、特に若年層を中心に失業者や非正規雇用労働者、就職困難者が増加し、世帯あたりの平均所得は長期的に低迷しています。その結果、全国的に生活保護受給者は増加し、生活保護受給者の生活保護からの脱却に向けた取組みが必要となっています。これを受けて、平成 25 年に生活困窮者自立支援法が成立しました。

アンケート調査結果では日常生活の不安で「生活費など経済的問題」が上位にあげられます。

生活保護受給に至る前の支援の強化や生活困窮家庭の子どもが引き続き生活困窮に陥らないような支援を行うことが求められています。



**第3章**  
**計画の基本的な考え方**

---



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1

### 基本理念

第1期計画では「みんなで 支える 福祉のまち あみ」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、町民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるような福祉のまちづくりが求められます。

そのためには、人と人とのふれあいを大切にし、地域の支え合い、助け合いによる福祉の推進を行い、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

本計画は、本町の地域福祉をめぐる課題をまとめ、これまでの地域福祉分野における取組み等を踏まえ、町民一人ひとりが住みなれた地域で安全・安心に暮らせるよう、第1期計画の基本理念を踏襲し、「みんなで 支える 福祉のまち あみ」を掲げます。

**みんなで 支える 福祉のまち あみ**

## 2

## 基本目標

本計画の基本理念の実現を図る上での方向性となる基本目標を、次のとおりとします。

### 基本目標 1 地域のつながりと交流を推進する

人がいることで地域が成り立ちます。次代を担う子どもをはじめ、地域で暮らす誰もが持つ地域福祉の意識の醸成を進めます。

また、地域資源を活用して住民や地域間、世代間の交流を促進することで、高齢者や障害者をはじめとした社会参加や生きがいつくりと地域ぐるみによる福祉の向上を図ります。

さらに、少子高齢化や核家族化等、ライフスタイルが多様化する中で、町民同士のつながりが薄れてきており、あらゆる場面での支えあいが少なくなっています。

日常的な集まりや地域の見守り活動を進めることで、住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを図ります。

施策の方向性

1. 地域福祉の意識づくり
2. 地域でのふれあい、交流の場づくり
3. 地域における支えあい助けあいの仕組みづくり

### 基本目標 2 地域活動・ボランティア活動を推進する

誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる機会や場を提供し、地域を支える担い手を育成します。

また、現在地域で活躍している地域活動やボランティア活動への支援によって、住民の自発的で主体性のある活動の活性化を図ります。

さらに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域活動を行っている団体など、連携を充実し、福祉のネットワークづくりを図ります。

施策の方向性

1. 地域福祉を支える人材の育成
2. 地域活動やボランティア活動などの活性化
3. 地域福祉のネットワークづくり

### 基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

子どもから高齢者まで、また、障害の有無や国籍等にかかわらず、地域社会の中で安心して快適に暮らせるような環境を整える必要があります。

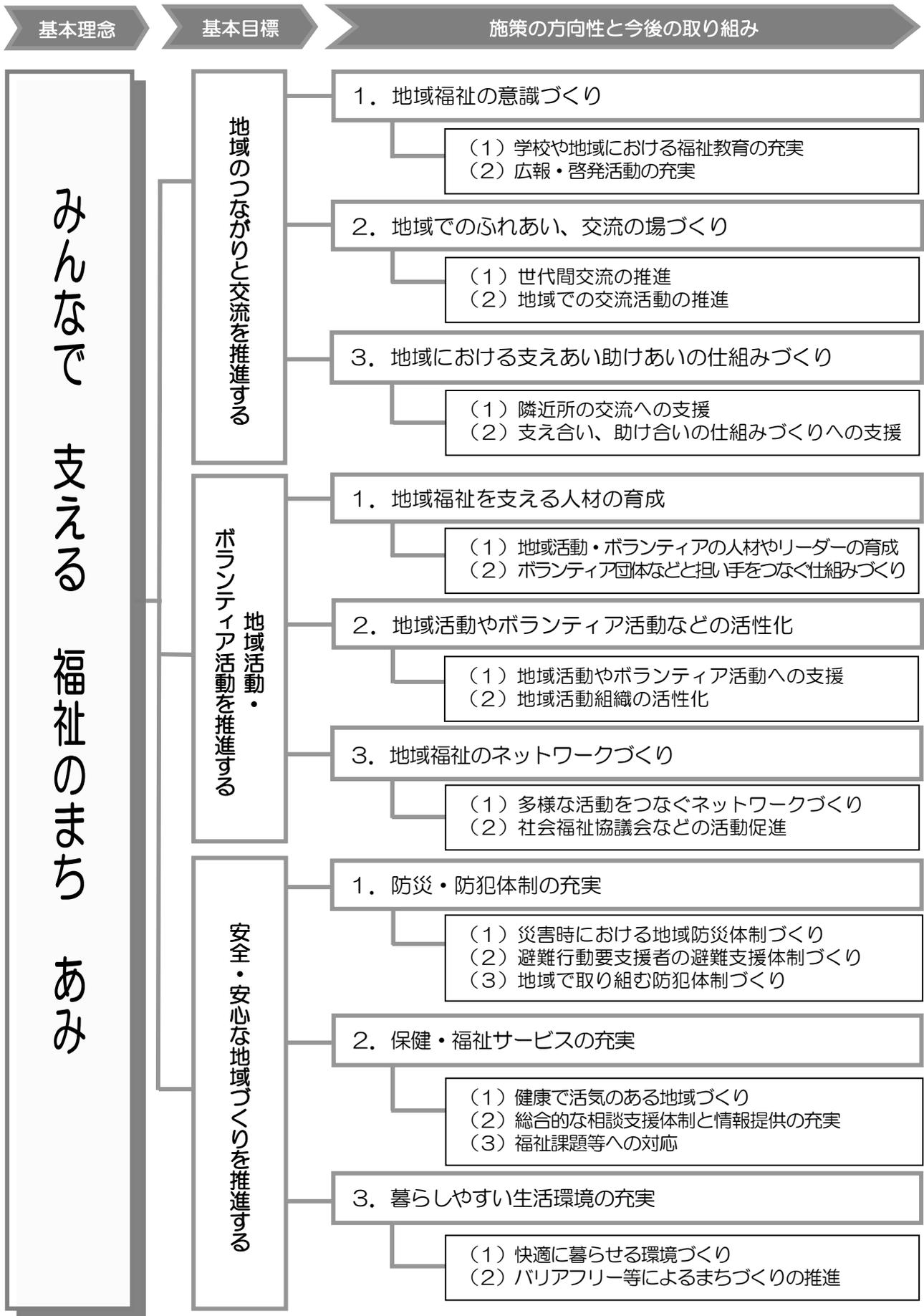
東日本大震災の経験を踏まえ、地震等の災害に備えた環境整備を進めるとともに、地域での犯罪を防ぐため、安全なまちづくりを進めます。

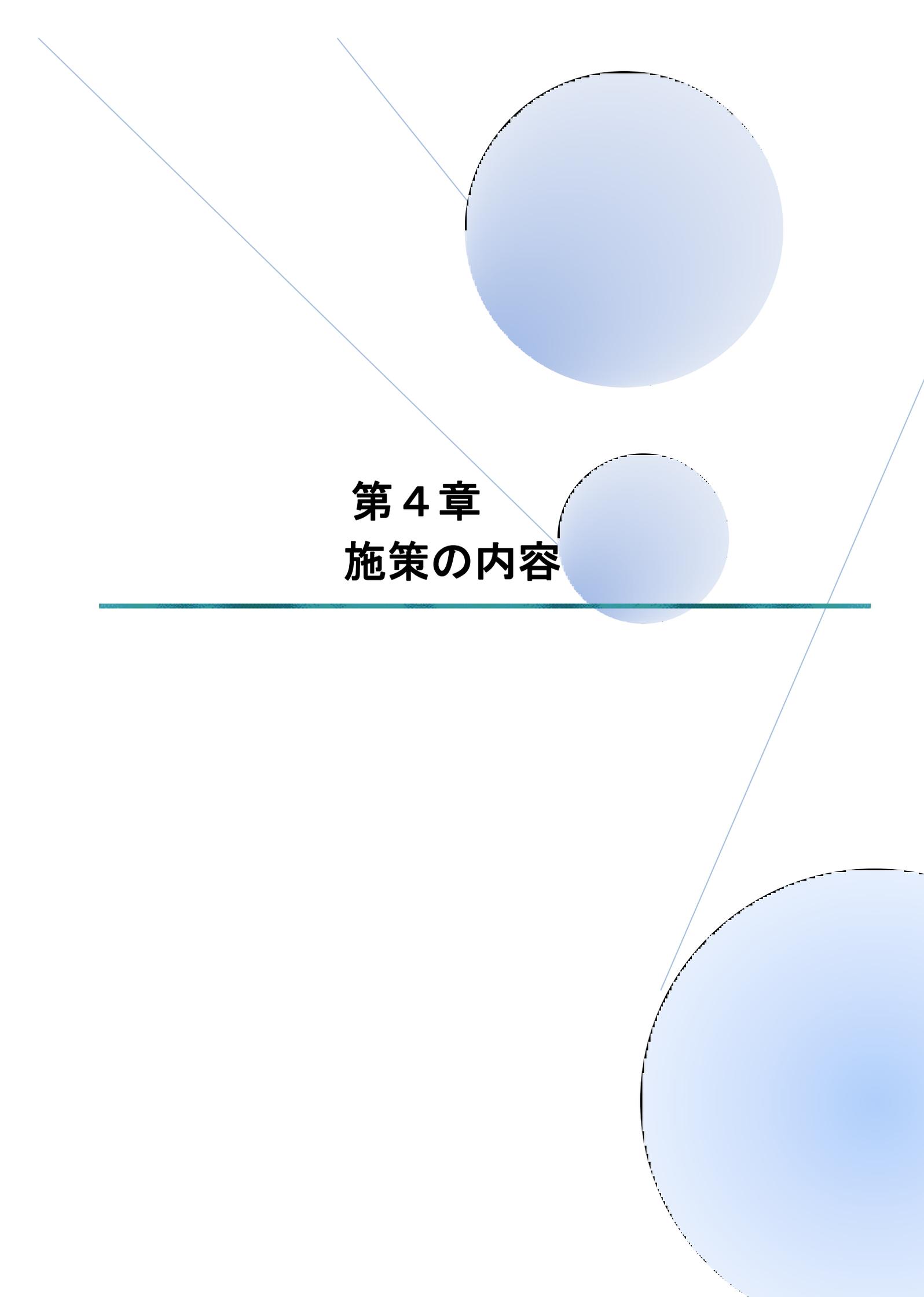
また、すべての町民が必要なとき、適切なサービス提供・利用できる環境づくりを進めるとともに、生涯健康でいきいきとした生活を送れるよう、健康に対する意識の向上を図り、病気の予防や早期発見に向けた普及啓発に取り組むなど、保健・福祉に関する情報提供や相談支援体制の充実を図っていきます。

さらに、高齢者や障害者など、すべての町民が安心して移動や外出ができるように、安全な道路・交通環境づくりを進めるとともに、施設の整備や住まいづくりにあたっては、すべての人が快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を導入し、誰もが利用しやすい、人にやさしいまちづくりを進めます。

施策の方向性

1. 防災・防犯体制の充実
2. 保健・福祉サービスの充実
3. 暮らしやすい生活環境の充実



The page features a decorative design with three light blue circles of varying sizes. One large circle is in the upper right, a smaller one is in the middle right, and a large one is in the bottom right. Thin blue lines connect the top-left corners of these circles. A thick teal horizontal line is positioned below the text.

# 第4章 施策の内容



## 基本目標 1

---

地域のつながりと交流を推進する



基本  
目標

## 1

## 地域のつながりと交流を推進する

## 施策の方向性 1. 地域福祉の意識づくり

## 現状と課題

- 家族形態の多様化、生活習慣の変化が進む中、地域社会での交流が減ってきており、人と人とのふれあいを通して思いやりやいたわりといった互いを思いあう心を育む機会もまた、少なくなっています。
- 朝日中学校区では住宅開発等が進んでいる一方で、昔ながらの地域では少子高齢化が進んでいます。
- みんなが安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、地域住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発が必要となっています。
- 地区座談会では若い世代への福祉の浸透や地域福祉計画の認知度を高める必要があるという意見が出ています。
- 地域全体に地域福祉の考え方が浸透し定着するよう、福祉教育や広報・啓発活動に努めることが重要です。

## 今後の取組

## (1) 学校や地域における福祉教育の充実

- 道徳教育や情操教育、特別活動等すべての学校教育活動を通して、子ども同士、子どもと教師や地域の人々との連帯感を深め、多様性を認め合える教育の充実を図ります。(生涯学習課)
- 福祉教育や各種講座の開催、ボランティア活動の推進、交流会の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行います。(町民活動推進課・社会福祉協議会)

## 今後の取組

## (2) 広報・啓発活動の充実

- 広報紙やホームページなど多様な媒体を活用して、地域福祉に関する広報・啓発活動の充実を図ります。(社会福祉課・社会福祉協議会・情報広報課)
- 町や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に関係するコーナーの設置など、より多くの町民が福祉に接する機会づくりに努めます。(社会福祉課・社会福祉協議会)
- 出前講座等により、町民の地域福祉計画の認知度を高めます。(社会福祉課・社会福祉協議会)

### 主な関連事業

<p>ふれあい地区館活動事業 (生涯学習課)</p>	<p>生涯学習の振興を図るため、8小学校区域ごとにAMIふれあい地区館を設置します。地域住民へ届ける生涯学習を容易にし、地域に根ざした生涯学習の振興を図ることにより、互いに学びあい人と人とのふれあいを深めることでコミュニティを形成します。</p>
<p>地域座談会の実施 (社会福祉課・社会福祉協議会)</p>	<p>地域座談会は、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定における市民参加の一つとして位置づけるものです。座談会では、参加者同士が地域での地域福祉の取り組みの現状や課題等について、主体的に話し合うことで、今後の地域住民による助け合い、支え合いのきっかけづくりに資するとともに、その結果を計画に反映します。</p>
<p>福祉体験学習の実施 (社会福祉協議会)</p>	<p>職員やボランティアが小中学校に出向き、車椅子、手話、点字、朗読等の講習や高齢者疑似体験等を実施します。 また、各学校へ車椅子や高齢者疑似体験セットの貸し出しを行います。</p>
<p>広聴事業 (情報広報課)</p>	<p>「町長への手紙」「行政区広聴会」を実施し、町長が町民などから直接、意見・要望を聴取し、今後の町政運営に反映させる。また、町の計画・考え方などを説明することにより、相互の理解を深め、町民の町政への参画を推進します。</p>

### 町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ▼一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するように心がけましょう。
- ▼障害者や高齢者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加しましょう。
- ▼日常生活において、地域の出来事に関心を持つように心がけましょう。
- ▼広報やホームページ、回覧板などに目を通すように心がけましょう。

## 施策の方向性 2. 地域でのふれあい、交流の場づくり

### 現状と課題

- 近所付き合いや声かけなどが自然に行われる地域の風土づくりや、地域での行事やイベントに気軽に参加できるような環境づくりが求められます。
- 地区座談会では、核家族化の影響で世代間の交流が取れない、アパート暮らしの人などとの交流がないという意見が出ています。
- 地域社会で協力し、ふれあい・支えあい・助けあいの相互援助活動や住民活動で対応していく必要があります。

### 今後の取組

#### (1) 世代間交流の推進

- 保育所や幼稚園、小・中学校における各種の行事等をとおして、地域の人や高齢者、障害者などとの交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。(子ども家庭課・生涯学習課)

### 今後の取組

#### (2) 地域での交流活動の推進

- 町民主体で運営する町民交流事業の充実に努めるとともに、自治会などの地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を推進し、より多くの人交流できる機会の創出を図ります。(高齢福祉課・生涯学習課・町民活動推進課・商工観光課)
- 地域住民同士の支え合いを基本とした地域の力を活性化させるため、ふれあいいきいきサロン活動を通じ地域住民の交流を促進します。(高齢福祉課・社会福祉協議会)
- 各地域におけるサロン活動の立ち上げ及びサロン活動への支援を行い、地域住民の交流を図ります。(高齢福祉課・社会福祉協議会)

### 主な関連事業

保育所交流事業 (保育所)	二区保育所暨学校幼稚部との交流や南平台保育所祖父母交流を実施します。
伝統芸能まつり (生涯学習課)	地域の中で受け継がれている貴重な町の歴史遺産である伝統芸能を広く町民に周知し、保存意識の高揚及び後継者の育成を図るとともに地域間・世代間の交流促進を図るため、演舞者、演舞団体を一堂に集めて公演を行います。
まい・あみ・まつり事業 (商工観光課)	町民の連帯意識の高揚を図り、潤いのある街づくり推進を目的にした町民総参加によるまつりを実施します。
町民運動会 (生涯学習課)	広く町民に、スポーツ・レクリエーションを振興し、町民の健康増進及び体力づくり並びに地域ぐるみの親睦融和を図ることを目的に、町内三中学校区ごとに実行委員会を組織して開催します。
コミュニティ助成事業 (町民活動推進課)	宝くじの社会貢献広報事業を活用し、コミュニティ活動に必要な備品、集会施設の整備、自主防災活動に必要な備品の整備、青少年の健全な育成を図るため親子で参加するソフト事業の実施費用を助成します。
大学講座連携委託事業 (生涯学習課)	多様化、高度化する町民の生涯学習ニーズに応えるため、町内の大学等と連携し、大学の教育・研究の成果を広く町民に開放して公開講座を開設し、良質かつ高度な学習機会を提供します。
大学研究機関等連携事業 (政策秘書課)	町内に立地する茨城大学や県立医療大学、東京医科大学茨城医療センター、学校法人霞ヶ浦高等学校等との連携の窓口となり、様々な連携事業に取り組みます。また、鹿島アントラーズFCとの「フレンドリータウンに関する協定」に基づき、フレンドリータウンデイズ『阿見の日』を開催するなど、地域振興・地域活性化を推進します。

### 町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ▼子ども会とシルバークラブの活動の合同実施や、地域行事や保育所、幼稚園、学校で高齢者と子どもが交流できる機会に参加しましょう。
- ▼地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、交流を深めるとともに若い世代に継承していきましょう。
- ▼ゴミステーションでも何か一言ずつ声をかけあうなど、近隣との付き合いを深めるよう努めましょう。
- ▼自治会や身近な地域で、話しあいや親睦の機会を持つようにしましょう。

## 施策の方向性 3. 地域における支えあい助けあいの仕組みづくり

### 現状と課題

- 少子高齢化や世帯の少人数化が進むなどの家族形態の変化などにより、個人の価値観やライフスタイルが多様化し、地域への関心がない人や地域とのかかわりを持たない人が増えてきています。
- 地域住民同士のつながりが薄れ、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。
- 地域の団体等と連携した各種サロンの実施により交流機会の提供を行ってきました。今後は若い世代を含め、より多くの人に参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が必要です。
- 制度的な福祉サービスや支援に加え、隣近所や地域での支え合い、助け合いのしくみをつくり、困っている人を支えていく地域福祉活動が必要です。

### 今後の取組

#### (1) 隣近所の交流への支援

- 近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの住民同士があいさつを交わし、親しみある地域社会をつくっていきけるよう、地域住民や地域活動団体を通じ、声かけを促進していきます。  
(生涯学習課)
- 保育所や幼稚園、小・中学校における各種の行事等をとおして、地域の人や高齢者、障害者などとの交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。  
(子ども家庭課・各小中学校・生涯学習課・社会福祉課)

### 今後の取組

#### (2) 支え合い、助け合いの仕組みづくりへの支援

- 子どもからお年寄りまで積極的にあいさつする「あいさつ・声かけ運動」をきっかけに、近所同士の見守り活動を促進し、支え合い、助け合いの仕組みづくりを支援します。  
(社会福祉課・高齢福祉課)
- 子どもや高齢者などが安心して地域で生活を営めるよう、ふれあい定期便をはじめ、地域の協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。  
(高齢福祉課・社会福祉協議会・子ども家庭課)

### 主な関連事業

緊急通報システム推進事業 (高齢福祉課)	虚弱で一人暮らしの高齢者等に対し専用電話機、ペンダント型無線発信機、有線押しボタン発信機を整備することにより、急病や事故、災害などの緊急時に対応し、その福祉の増進に寄与します。
給食サービス事業 (高齢福祉課・社会福祉協議会)	虚弱な一人暮らしの高齢者等に対して、栄養のバランスのとれた食事を提供することにより「食」を通じて在宅での生活を支援します。(調理ボランティアによるお弁当(昼食)を配送・訪問ボランティアにより自宅までお届けします。※無料)
愛の定期便事業 (高齢福祉課)	一人暮らし高齢者を訪問して、乳酸菌飲料等の配達及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図り、一人暮らし高齢者の福祉の増進を図ります。(月に8回乳製品の配達を行います。※無料)
阿見町ふれあい電話訪問 (高齢福祉課・社会福祉協議会)	一人暮らし高齢者の安否確認や孤独感の解消を目的として、電話で日常の話相手となりふれあいを図ります。 (火・木曜日 13:30~16:00 祝日・年末年始除く。※無料)
放課後児童健全育成事業 (児童館)	「小学校に就学している(1年生~6年生まで)で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」を対象とし、授業の終了後に「学校のあき教室、児童厚生施設、専用施設」を活用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全育成を図ります。
要保護児童対策事業 (子ども家庭課)	児童虐待、養育放棄等により保護、支援が必要な児童の保護とその家族への相談活動、支援、指導を行います。虐待の予防、早期発見・早期対応など、総合的な支援を図れるよう、地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携により、地域全体が一体となって児童虐待の防止に取り組みます。
高齢者虐待防止 ネットワークの充実 (高齢福祉課)	家庭内における高齢者虐待の防止に向けて、関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の早期発見、相談体制の整備、地域における支援等の充実を図ります。 ○阿見町高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会設置 (平成20年4月1日)
ほのぼの交流会・ほのぼの レクリエーション (社会福祉協議会)	単身高齢者の方を対象に会食やレクリエーション、日帰り旅行を通じ、お互いの交流を図ります。

### 町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ▼あいさつ・声かけ運動を進んで実践しましょう。
- ▼地域の交流の場やサロン事業に積極的に参加しましょう。
- ▼隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう。
- ▼近隣に対して心配りをするようにし、回覧板をまわす時などに声をかけあいましょう。
- ▼見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちましょう。

基本目標2

---

地域活動・ボランティア活動を推進する



基本  
目標

## 2

## 地域活動・ボランティア活動を推進する

## 施策の方向性 1. 地域福祉を支える人材の育成

## 現状と課題

- 地域での支えあいや助けあいを進めていく「地域福祉」は、自治会といった地域組織だけの取り組みで実現できるものではなく、ボランティア団体やNPO法人などの役割も重要で、みんなで協力して地域福祉を担っていく必要があります。
- ボランティア団体やNPO法人などにおいて指導的役割を果たすリーダーを見つけ、育てていくことも重要となっています。
- アンケート調査では地域活動やボランティア活動の参加意向では、「積極的に、取り組んでいきたい」、「できるだけ取り組んでいきたい」、「機会があれば、取り組んでもよい」、「条件が整えば、取り組んでもよい」の回答を合わせると69.7%が参加意向があると回答しています。
- ボランティア活動のきっかけをつくるとともに、担い手の育成や団体の支援を行うことが課題となっています。

## 今後の取組

## (1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

- 地域活動やボランティア活動等に参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮等により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。  
(町民活動推進課・社会福祉協議会)
- 地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かすことができるよう、社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めます。  
(町民活動推進課・社会福祉協議会)
- 様々な経験をもった地域人材の登録、活用ができる体制づくりを進めます。  
(町民活動推進課・生涯学習課・社会福祉協議会)

今後の取組

(2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

- 地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と各種団体や機関を結びつけるコーディネートを行います。

（町民活動推進課・社会福祉協議会）

主な関連事業

いきいき学びのまち事業 （生涯学習課）	生涯学習推進計画に基づき、生涯学習の振興に関する行政施策を総合的かつ効果的に推進します。
町民活動センター事業 （町民活動推進課）	市民活動を支援するため、活動場所の提供、NPO 法人の設立支援、ボランティアリーダーの育成、NPO 法人・ボランティア団体の交流、市民活動に関する情報の収集と提供、市民活動への参加コーディネート及び協働の場の運営を行います。
シルバークラブ補助事業 （高齢福祉課）	町内のシルバークラブ及びシルバークラブ連合会が実施する事業（社会奉仕活動事業、教養講座等開催事業、健康増進事業、連合会主催の行事、連合会運営事務費）に対し補助金を交付し、老人の福祉の増進を図ります。
福祉センター運営事業 （高齢福祉課）	福祉センターまほろばを設置し、同好会、趣味教室、各種講座等に関する業務、その他高齢者福祉事業にを行い、高齢者の生きがい活動や福祉向上を推進します。

町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ▼趣味や経験を活かして、地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ▼一人ひとりが高い意識を持ち、積極的に行事に参加したり、進んで役員を引き受けたりするように心がけましょう。
- ▼子どものころから地域活動やボランティア活動を体験しましょう。
- ▼自分の住む地域でどのようなボランティア活動が行われているか調べてみましょう。
- ▼地域活動やボランティア活動を体験してみましょう。
- ▼隣近所で、地域行事への参加を呼びかけ、誘いあいましょう。

## 施策の方向性 2. 地域活動やボランティア活動などの活性化

### 現状と課題

- 地域福祉を推進するうえで、地域に根ざした活動やボランティア活動などを行っている町民・団体は貴重な存在であり、その活動を支援することが必要です。
- 地域のことや各種団体の活動内容等の情報を発信することにより、地域活動やボランティアへの関心を高め、町民の参加を促すことが必要です。

### 今後の取組

#### (1) 地域活動やボランティア活動への支援

- 定年退職を機に、地域に活躍の場を求める人の豊かな知識や経験を活かし、地域活動やボランティア活動の推進を図るとともに、誰もが積極的に活動しやすい環境づくりを推進します。(町民活動推進課)
- 「広報あみ」や町ホームページにおいて地域活動やボランティア活動を発信します。(町民活動推進課)
- 企業における社会貢献活動の参加を推進します。(社会福祉課)

### 今後の取組

#### (2) 地域活動組織の活性化

- 身近な地域活動組織である行政区や自治会、シルバークラブなどに取り組むメンバーの担い手の育成に取り組んでいきます。(町民活動推進課・高齢福祉課)
- 行政区や自治会、シルバークラブなどの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。(町民活動推進課・高齢福祉課)

### 主な関連事業

敬老事業（高齢福祉課）	高齢者に対して敬老の誠を表し、高齢者を大切にする地域づくりを推進するため、敬老の日の前後に小学校区又は行政区ごとに敬老事業を実施します。
青少年健全育成のための環境整備事業（生涯学習課）	青少年の健全な育成を図るため、健全な発達を阻害するおそれのある有害図書浄化やパトロール活動等の実施により、より良い社会環境を整備します。また、町民、関係団体、関係行政機関等と連携し、協力体制の確立を図ります。
コミュニティ助成事業（町民活動推進課）	宝くじの社会貢献広報事業を活用し、コミュニティ活動に必要な備品、集会施設の整備、自主防災活動に必要な備品の整備、青少年の健全な育成を図るため親子で参加するソフト事業の実施費用を助成します。
ファミリーサポート事業（子ども家庭課）	子育ての援助を受けたい人と行いたい人を会員とし、保育施設等への送迎や一時的な預かり等の、有料の相互援助活動を行います。 地域における相互援助活動を支援することにより、保護者・妊産婦の不安や孤立感を解消するとともに、住民参加による子育ての輪を広げ、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。
公民館運営管理事業（中央公民館）	地域における住民の学習需要に総合的に応えるため、地域の実情に応じた多様な学習機会や集会の場を提供し、地域社会の形成や地域文化の振興を図ります。
ふれあい地区館活動事業（生涯学習課）	生涯学習の振興を図るため、8小学校区域ごとにAM1ふれあい地区館を設置します。地域住民へ届ける生涯学習を容易にし、地域に根差した生涯学習の振興を図ることにより、互いに学びあい人と人とのふれあいを深めることでコミュニティを形成します。

### 町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ▼地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- ▼地域のなかで活動する団体と積極的に交流を図りましょう。
- ▼阿見町町民活動センターを活用しましょう。
- ▼行政区や自治会、シルバークラブ、子ども会などの活動について関心を持ちましょう。
- ▼行政区や自治会の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話し合いの機会を持ちましょう。

## 施策の方向性 3. 地域福祉のネットワークづくり

### 現状と課題

- 地域社会には、様々な組織、人材、施設といった社会資源があります。
- 地域全体で支える福祉のまちを実現するため、こうした社会資源がネットワークを構築し、個々の社会資源の強みや連携・協力することにより生まれる新たな力を活かして、地域で抱える福祉課題への対応力を高める必要があります。

### 今後の取組

#### (1) 多様な活動をつなぐネットワークづくり

- 地域には、行政区や自治会といった地域組織とボランティア団体やNPO法人などといった組織があり、これらの連携を図ります。(町民活動推進課・社会福祉課)
- 地域組織とNPO法人などといった組織の交流促進を図ります。(町民活動推進課)

### 今後の取組

#### (2) 社会福祉協議会などの活動促進

- 社会福祉協議会は、町全体の福祉意識の高揚を図り、活発な地域福祉活動を工夫し図ります。(社会福祉協議会)
- 今後は、これまで以上に関係機関や団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。(社会福祉協議会)

### 主な関連事業

地域福祉活動計画の策定  
(社会福祉協議会)

自治会、民生委員・児童委員など地域の福祉関係団体をはじめ、NPO、ボランティア、福祉サービス事業者等が協力し、地域福祉の課題解決を目指して地域福祉活動計画を策定します。

### 町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ▼地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう。
- ▼地域ごとに、行政区や自治会、民生委員・児童委員、子ども会、シルバークラブなどが連携し、交流を図るとともに他団体の活動内容を共有できる体制をつくりましょう。
- ▼社会福祉協議会の活動に関心を持ちましょう。
- ▼社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう。

## 基本目標3

---

安全・安心な地域づくりを推進する



## 基本目標 3 安全・安心な地域づくりを推進する

### 施策の方向性 1. 防災・防犯体制の充実

#### 現状と課題

- 災害時の支援活動を円滑に進めるためには、平常時における備えの充実を図っていくことが求められています。
- 地震等の大規模災害が発生した際には、道路交通の寸断や同時多発する火災等により、町や消防による支援が困難となる可能性があるため、地域における防災体制の役割が重要です。
- アンケート調査では、地域住民が取り組むべき課題や問題として、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が最も多くなっています。
- 悪質商法などの被害に高齢者等が巻き込まれる事案も数多く発生しており、犯罪に合わないようするための防犯対策が求められています。
- アンケート調査では、住んでいる地域の問題点として「交通マナーの乱れ」が上位に上がっており、高齢者や障害者、子どもなどに配慮した交通安全対策の推進を図る必要があります。

#### 今後の取組

#### (1) 災害時における地域防災体制づくり

- 大規模災害等の“もしも”に対する強い地域を構築するため、地域住民を中心とする防災体制の整備を促進します。(交通防災課)
- 避難行動要支援者登録制度(災害時要援護者登録制度)の周知を図るとともに、支援者の拡大を継続的に行っていきます。(社会福祉課)
- 防災訓練を実施し、地域の安全は地域で守る意識の醸成を図るとともに、地域における自主防災活動の組織づくりを推進します。(交通防災課)

今後の取組

(2) 避難行動要支援者の避難支援体制づくり

- 災害時に支援が必要な避難行動要支援者の救援等をスムーズに行うための救援体制等を地域ごとに整備するとともに、介護が必要な高齢者、障害者に対応可能な避難所の整備に努めます。(社会福祉課・交通防災課)
- 避難行動要支援者の現状把握とともに、安否確認等災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、正確な情報発信伝達手段を整備、充実していきます。(社会福祉課)

今後の取組

(3) 地域で取り組む防犯体制づくり

- 安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、地域の実態に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、ボランティアが行う地域安全運動を支援します。(交通防災課)
- 防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。(交通防災課)
- 町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアなどの自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。(交通防災課)

### 主な関連事業

自主防災組織育成事業 (交通防災課)	地域防災計画に基づく「共助」を促進し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の防災意識啓発及び育成を図る事業を行います。
地域防災事業 (交通防災課)	災害に備える体制づくりとして、 ・地域防災計画の見直し ・災害情報伝達手段の整備 ・各種団体との災害時応援協定締結 等を進めます。
防災訓練実施事業 (交通防災課)	近い将来発生が懸念されている首都直下地震等、地震災害への対応を、町民・防災関係機関・行政機関等が一同に実践的な訓練を行い、災害対応力の強化と相互の協力体制を確立します。
要援護事業 (社会福祉課)	地震や風水害などの災害発生時に、一人で安全に避難場所まで避難することが困難な高齢者や障害者等(避難行動要支援者)を支援するため、避難支援を希望するかたの名簿登録と併せて、登録される一人一人について、誰が支援してどこの避難所に避難させるかを定める避難支援プラン(個別計画)の作成を行います。
災害時一人も見逃さない運動 (民生委員・児童委員協議会、社会福祉課)	避難行動要支援者台帳に登録希望されない方で、支援が必要な方を把握し、見守りを行います。
防犯対策事業 (交通防災課)	犯罪や事故の無い明るい地域をつくるための防犯灯の設置、防犯組織への活動助成、地域防犯組織の育成を行います。また、空家等の管理不全な状態の解消を促すことにより、町民の生活環境の保全及び安全の確保に努めます。

### 町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ▼食料品や必要な物を揃えて、いつでも持ち出せる準備をしておきましょう。
- ▼家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡のとり方等を決めておきましょう。
- ▼「自分達の地域は自分達で守る」という意識を育み、地域での自主防災訓練等に、積極的に参加しましょう。
- ▼各地域に応じた体制で防災訓練の実施や災害時対策の検討を行いましょう。
- ▼子どもたちの登下校時には、見守りを行うようにしましょう。
- ▼近隣の高齢者や障害者と常時交流を持ち、不審者の出入りに注意するようにしましょう。
- ▼防犯ボランティアなどの自主防犯組織に参加しましょう。

## 施策の方向性 2. 保健・福祉サービスの充実

### 現状と課題

- 長寿社会を迎えている今、すべての人が生涯健康でいきいきとした生活を送るために、介護予防や認知症予防などの教室やサロン活動を地域で取り組む必要があります。
- がん・脳卒中・心臓病・糖尿病など生活習慣病は増加傾向にあり、いつまでも健康でいきいきと暮らしていくためには生活習慣を見直し、疾病の予防が重要です。
- 複合的な支援が必要な高齢者、障害者、子どもなどを含むすべての町民が、住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域に密着した包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進する必要があります。
- 経済的に困窮する人は、全国的に増加傾向にあり、本町においても年々増加しています。
- 困ったときに気軽に相談でき、必要なときに適切なサービスが利用できるよう、利用者本位のサービスの確保が求められています。また、町民と行政がともに考え、ともに行動することが重要です。
- 必要とする福祉サービスが行き届くようにするために、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握し、適切なケアマネジメントを行った上で、行政・福祉サービス事業者のみならず、地域のボランティアやNPOなどが提供する多様なサービスを必要に応じて組み合わせて対応していくことが必要です。

### 今後の取組

#### (1) 健康で活気のある地域づくり

- 人々の健康に対する意識の向上を図るとともに、病気の予防と早期発見に向けた普及啓発に取り組んでいきます。(健康づくり課・国保年金課)
- 身近な地域で運動や栄養に関する介護予防、認知症予防などの教室、講座、サロン活動等を実施し、町民の健康づくりを支援します。(高齢福祉課・健康づくり課)

今後の取組

(2) 総合的な相談支援体制と情報提供の充実

- 必要な人に適切なアドバイスができるよう、また必要なサービスや支援を迅速に提供できるように、気軽に相談できる体制から専門的な相談までの総合的な相談支援体制づくりを進めます。(社会福祉課・高齢福祉課・健康づくり課・社会福祉協議会)
- 町民にわかりやすく、受け取りやすい情報発信を行い、きめ細かに行き渡るような工夫をしていきます。(社会福祉課・高齢福祉課・社会福祉協議会)
- 誰もが安心してサービスを利用できるよう、サービス利用に対する苦情対応に努めます。(社会福祉課・高齢福祉課・社会福祉協議会)
- 地域包括支援センターとも連携し、在宅生活に関して支援の必要な人に、効率的かつ適切な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供する体制(地域ケアシステム)の充実を図ります。(社会福祉課・高齢福祉課)

今後の取組

(3) 福祉課題等への対応

- 権利擁護事業や成年後見人制度について広く周知を行うとともに、相談窓口を設置し事業を推進します。また、判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、成年後見人制度の利用促進や日常生活自立支援事業の支援を行います。(高齢福祉課・社会福祉協議会・社会福祉課)
- 高齢者、障害者、子どもなどの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報・啓発事業や関係機関との連携推進等、体制整備を図ります。(社会福祉課・高齢福祉課・町民活動推進課・子ども家庭課・社会福祉協議会)
- 生活困窮者に対しては、早期に適切な支援を実施するため、庁内及び関係機関との情報共有と連携を図り、相談体制を充実させ、自立を促進していくための包括的な支援体制の構築に努めます。(社会福祉課・社会福祉協議会)

### 主な関連事業

介護予防事業 (高齢福祉課・健康づくり課)	介護予防チェックリストを実施し、要介護リスクが高いと判定された高齢者に、運動・口腔・栄養等の通所による介護予防教室を実施します。
障害者介護給付事業 (社会福祉課)	障害者等が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう支援を行います。
地域活動支援センター運営事業 (社会福祉課)	障害者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより職業訓練や社会訓練の場とするともに、地域社会との交流を促進します。
ふれあい電話訪問 (社会福祉協議会)	一人暮らし高齢者の安否確認や孤独感の解消を目的として、電話で日常の話相手となりふれあいを図ります。 (火・木曜日 13:30~16:00 祝日・年末年始除く。※無料)
介護認定事務事業 (高齢福祉課)	要介護認定申請の受付から、認定調査、認定審査会(毎週一回開催)での介護度の判定を経て、結果通知までの一連の事務を行います。
介護予防サービス給付事業 (高齢福祉課)	要支援に認定された方が、居宅サービス事業者から各種の介護予防サービスを受けた時の保険給付を行います。
居宅介護サービス給付事業 (高齢福祉課)	要介護認定者が、居宅サービス事業者から訪問や通所等のサービスを受けた時の保険給付を行います。
地域密着型サービス給付事業 (高齢福祉課)	地域密着型サービスは原則町民のみが利用できるサービスで、認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護を利用した時の保険給付を行います。
施設介護サービス給付事業 (高齢福祉課)	要介護認定者が介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床)でのサービスを受けた時の保険給付費を行います。
地域支援事業 (高齢福祉課)	介護予防事業：各種の介護予防教室の開催及び地域包括支援センターにて要支援認定者のケアプラン作成を行います。 包括的支援事業：地域包括支援センターを運営し、高齢者が支援を要する状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、相談や支援を行います。
家族介護支援事業 (高齢福祉課)	家庭での介護に関し、介護用品の補助や安心して介護に取り組めるよう介護者を支援し、また、家族介護の経験を活かして介護の担い手を目指す方への助成を行います。
相談窓口の周知 (社会福祉課・高齢福祉課)	住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、様々な問題について気軽に相談することができ、適切な福祉サービスを利用できるように、相談窓口の周知徹底を図ります。

<p>地域の福祉課題を発見する 仕組みづくり (社会福祉課・高齢福祉課)</p>	<p>ニートやひきこもりなどの課題を抱えた様々な人を把握し、孤立死、孤独死、自殺などの最悪の事態に至らぬよう、必要な支援へつなげます。</p>
<p>権利擁護の推進 (高齢福祉課・社会福祉課)</p>	<p>認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人など、本人の判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、広く権利擁護事業の普及啓発及び相談窓口の周知に努めます。</p>
<p>生活困窮者の相談、 支援体制の整備 (社会福祉課)</p>	<p>生活保護の前段階にある複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期自立につなげられるよう相談体制を整備します。また、生活困窮者の早期自立に向けて、関係機関と連携した包括的支援を行います。</p>
<p>生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援(社会福祉課)</p>	<p>小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象とした学習支援事業「いば・きら塾」を実施し、生活困窮者世帯の子どもたちの学習習慣の確立や、学習意欲の向上を図ることにより、貧困の連鎖を防止し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現に向けて関係機関と連携し、取り組みます。</p>
<p>小口資金貸付事業 (社会福祉協議会)</p>	<p>町内に3か月以上居住されている低所得などの方で、自立更生意欲のある方に対して生活困窮時の場合に限り、無利子で貸付を行います。 ※限度額 30,000円(1世帯あたり1回限り) 償還期限1年 保証人、民生委員の意見書が必要</p>
<p>認知症サポーター養成事業の 充実(社会福祉協議会)</p>	<p>認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の知識の普及を図るとともに、認知症予防講座やボランティアの育成を行います。</p>

### 町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ▼定期的な健診を受けるように努めましょう。
- ▼生活習慣の見直しをし、健康管理に気をつけましょう。
- ▼交流の場や相談窓口を活用しましょう。
- ▼成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する理解を深めましょう。
- ▼支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきましょう。

## 施策の方向性 3. 暮らしやすい生活環境の充実

### 現状と課題

- まちが美しく保たれ、誰もが自由に外出や移動ができる、安全で快適な生活環境が形成されることは、地域福祉実現のためには必要なことです。
- 地域で誰もが安心して外出し、社会参加できるようなまちづくりを進める必要があります。

### 今後の取組

#### (1) 快適に暮らせる環境づくり

- 町民一人ひとりにとって、自分たちの住む地域が快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、地域住民の協力のもと、まちの環境美化に努めます。(環境政策課)

### 今後の取組

#### (2) バリアフリー等によるまちづくりの推進

- 誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障害者、子育て家庭などをはじめ、外出支援・移動手段の確保に努めます。  
(都市計画課・道路公園課・社会福祉課・高齢福祉課・子ども家庭課・社会福祉協議会)
- バリアフリー化の重要性や高齢者・障害を持つ人に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を推進し、すべての町民が同じように社会参加できる環境づくりに努めます。(社会福祉課・高齢福祉課・社会福祉協議会)

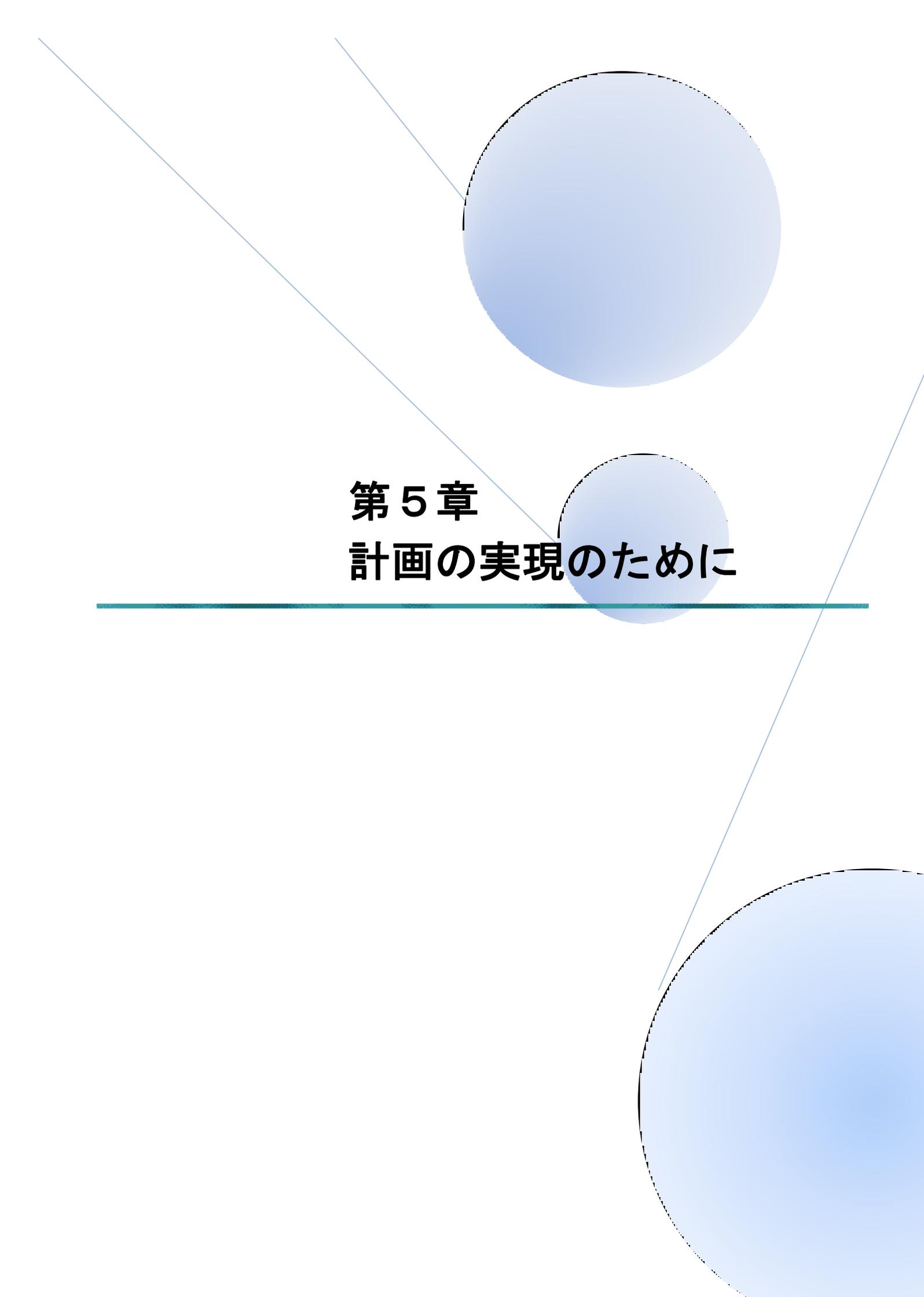
## 主な関連事業

移動支援事業 (社会福祉課・社会福祉協議会)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を促すための移動を支援します。 対象者：移動に困難のある重度の身体・知的・精神障害者
公共交通対策事業 (都市計画課)	阿見町デマンドタクシー【あみまるくん】の運行を実施します。 ・自宅や指定の場所から目的地まで乗合いにより送迎を行います。 (利用範囲は阿見町内及び JR 荒川沖駅東口付近の乗降所)。 ・利用の際は、あらかじめ利用者登録を行い、予約をして乗車。
道路新設改良事業 (道路公園課)	生活道路である町道の改良工事(舗装工事)や道路排水工事、歩道整備等の危険箇所の改良を行うことにより、すべての人が安全で快適に過ごせる空間を構築します。
外出支援サービス (高齢福祉課・社会福祉協議会)	65歳以上の高齢者等で一般の公共交通機関を利用することが困難な方に、通院及び通所に必要な送迎を行うための助成を行い、在宅福祉の推進及び家族の負担軽減を図ります。
低床カー貸出事業 (社会福祉協議会)	高齢者・障害者(児)を同乗して外出する方に、車椅子ごと乗れる軽車両を2日間限定で貸出します。ガソリン代として1kmあたり10円の負担があります。予約は1ヶ月先まで可能ですが複数の予約は出来ません。(当日、予約がない場合は使用可)

## 町民・地域ではこんなことに取り組みましょう

- ▼町民一人ひとりが責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう。
- ▼地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
- ▼地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供をしましょう。
- ▼外出や移動の際はお互いに協力しましょう。
- ▼隣近所や地域の商店などが協力・連携し、買い物支援を進めましょう。
- ▼高齢者や障害者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう。



The page features a decorative design with three light blue circles of varying sizes. One large circle is in the upper right, a smaller one is in the middle right, and another large one is in the bottom right. Thin blue lines connect the top-left corners of these circles, forming a triangular shape. A thick horizontal teal line is positioned below the text.

# 第5章 計画の実現のために



## 第5章 計画の実現のために

### 1

### 計画の推進体制

本計画は、家庭や地域、職場など広範多岐にわたるものであり、今まで以上に町民や事業所、各種団体等の理解と協力が必要となります。そのため、町民と事業所、行政が一体となって共同で施策や事業の推進に取り組んでいきます。

また、計画の進捗状況を把握するための進行管理を行い、今後の社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

#### (1) 町民の参画

地域福祉の実現に向けては、町民一人ひとりが家庭や職場、地域社会において主体的に行動し、生活のあらゆる場面で活躍していくことが期待されます。

町民は、地域福祉についての理解を深め、自ら推進に努めることをその役割とします。そのため、町民は、地域福祉の施策に積極的に関わらしましょう。

#### (2) 関係各課、各種団体等との連携

地域福祉に関わる施策分野は、保健・医療・福祉のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたっているため、社会福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携をはじめ、行政区や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、その他各種の関係機関・団体とも連携を図りながら、地域福祉を推進していきます。

#### (3) 地域福祉推進拠点の整備

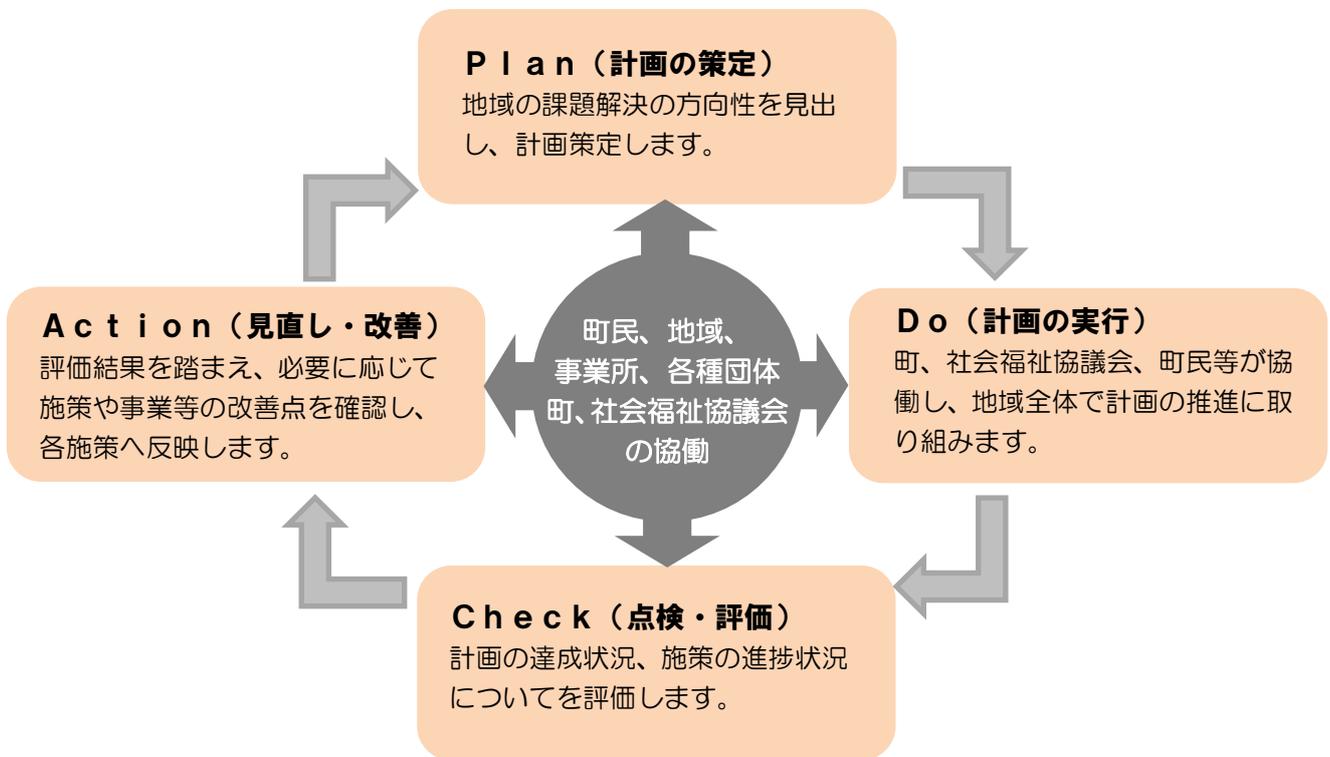
社会福祉法では、地域住民、NPO・ボランティア団体などの町民組織及び社会福祉事業者が中心となって地域福祉を進めていくことと謳われおります。

地域福祉計画を推進するにあたり、2年以内に町内中学校区を単位に福祉推進員<sup>\*</sup>（コーディネーター）を配置し、地域福祉活動を推進していきます。また、コーディネーターの役割を担えるよう、人材育成等を図るとともに、その機関の位置づけを明確にしていきます。

<sup>\*</sup>福祉推進員：見守りが必要な人に日常的に見守りや声かけを行うなど、潜在する福祉ニーズを早期に発見し、専門機関につないだりする地域ボランティア。

## (4) 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、社会福祉課と社会福祉協議会が事務局となり、計画に基づく基本施策の進捗状況や、達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行います。常によりよい活動や取り組みを推進する「PDCAサイクル」(達成度を毎年評価し、次年度の施策展開にフィードバックすること)によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの着実な推進に努めます。



## 2

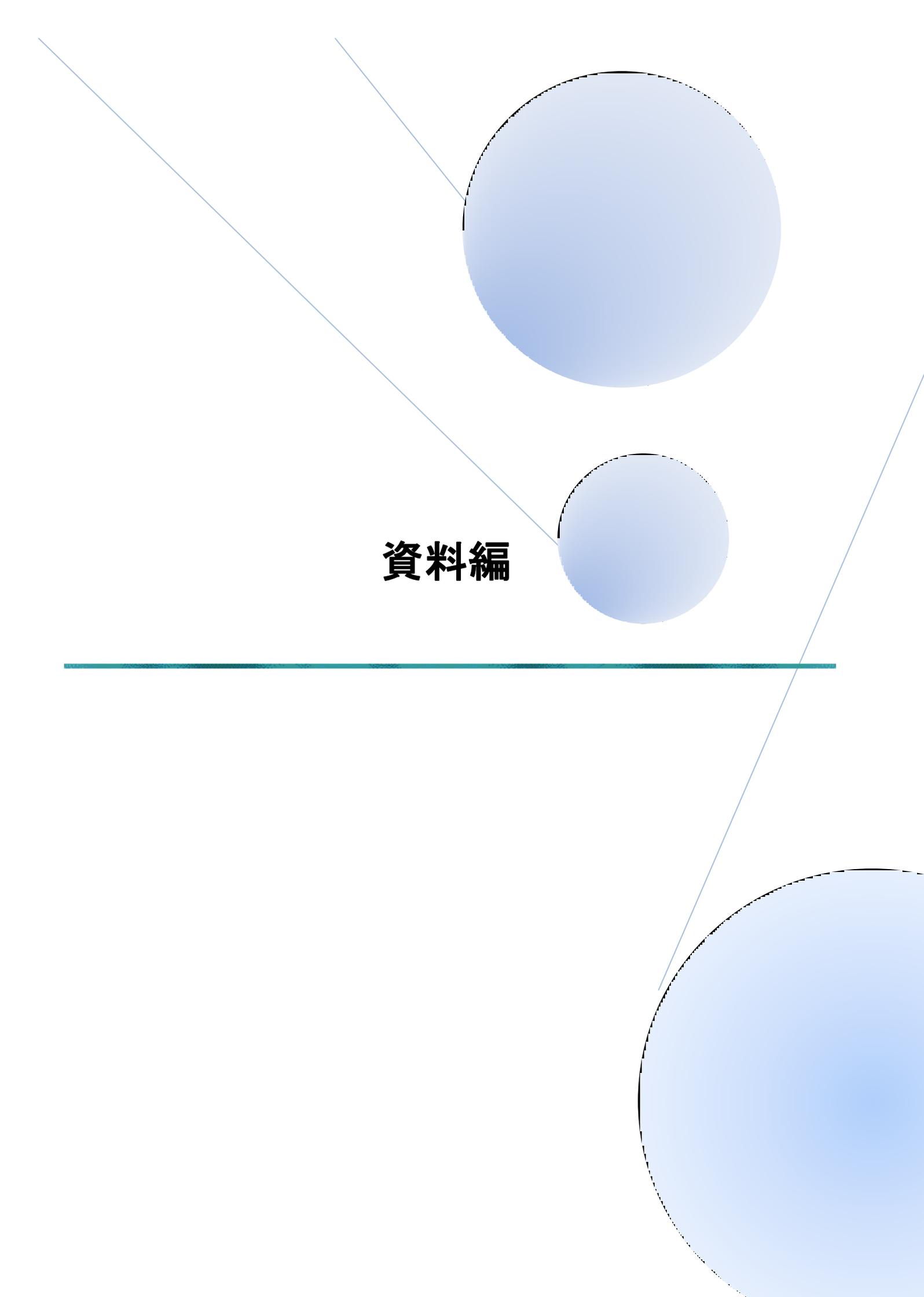
## 目標値の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定します。また、目標値は、町民、地域、事業所、町の連携・協力により達成するものです。

目標数値	現状値 (平成 26 年)	目標値 (平成 32 年)	出典
福祉への関心度を高める (福祉への関心で「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合)	関心度 77.8%	関心度 85.0%	アンケート調査
サロン活動の実施か所数	9行政区	33行政区	高齢福祉課
高齢者・障害者・子どもの見守りネットワークの構築	なし	ネットワークの構築	社会福祉課 高齢福祉課 子ども家庭課
福祉推進委員（コーディネーター）の配置	0人	3人	社会福祉協議会
阿見町の保健福祉施策の満足度を高める (阿見町の保健福祉施策の満足度で「とても充実している」、「まあまあ充実している」と回答した割合)	満足度 54.7%	満足度 70.0%	アンケート調査
福祉サービスの情報入手度を高める 福祉サービスの入手状況で「十分入手できている」、「十分ではないが、入手できている」と回答した割合	入手度 27.7%	入手度 35.0%	アンケート調査
避難行動要支援者数の登録者数	登録者数 1,296名	登録者数 1,500名	社会福祉課
高齢者・障害者・子どもの虐待、DV 被害者への支援体制の整備及び関係機関との連携推進	相談件数 47件	相談件数 70件	社会福祉課 高齢福祉課 子ども家庭課 町民活動推進課
新たな福祉有償運送*の確保	H26：2ヶ所 H27：0ヶ所	2ヶ所	社会福祉課 高齢福祉課

\*福祉有償運送：社会福祉法人やNPO法人等が一人では公共交通機関を利用することが困難な身体障害者や要介護者等に運送を行うもの。





資料編

---



# 資料編

## 1

## 阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく阿見町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、阿見町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定に係る調査研究に関すること。
- (2) 福祉計画の策定に係る連絡調整に係ること。
- (3) その他福祉計画の策定に関すること

第3条 委員会の委員は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般町民を代表する者
- (3) ボランティア団体を代表する者
- (4) 民生委員・児童委員を代表する者
- (5) 町職員を代表する者
- (6) その他福祉関係者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から地域福祉計画を策定した日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、必要に応じ、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うため、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、町長が任命する町職員をもって組織する。
- 3 ワーキングチームの構成員は、地域福祉計画策定後に解任されるものとする。
- 4 ワーキングチームの会議は、民生部長の命により、社会福祉課長が必要に応じて召集し、会議を総理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民生部社会福祉課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

## 2

## 阿見町地域福祉計画策定委員名簿

H27.3月16日～H28.3月31日（順不同）

No	氏名	所属・役職名	備考
1	下司 優里	流通経済大学 社会学部准教授	副委員長
2	難波 千香子	町議会議員 民生教育常任委員長	
3	野呂 薫	民生委員・児童委員協議会 副会長（阿見中地区）	
4	藤平 勇雄	民生委員・児童委員協議会 副会長（朝日中地区）	
5	佐藤 勲	民生委員・児童委員協議会 副会長（竹来中地区）	
6	糸賀 忠	区長会副会長阿見中ブロック	
7	新橋 嗣男	区長会副会長朝日中ブロック	
8	野口 守	区長会副会長竹来中ブロック	
9	小林 和男	阿見町障害者福祉協議会会長	
10	大竹 けい子	ボランティア連絡会世話人代表	
11	楠 康夫	町民活動センター長	
12	本橋 俊行	阿見翔裕園 施設長	
13	山口 道子	富士団地行政区住民	
14	田邊 勉	筑見行政区住民	委員長
15	平川 敬子	西方行政区住民	
16	熊谷 和夫	阿見町シルバークラブ連合会会長	
17	石神 和喜	社会福祉協議会事務局長	
18	飯野 利明	阿見町保健福祉部長	

## 3

## 策定経過

開催時期	会議名等	内容
平成 27 年 3 月 16 日	第 1 回 阿見町地域福祉計画策定委員会	住民アンケート内容について
平成 27 年 4 月 10 日～ 平成 27 年 4 月 24 日	町民アンケート調査の実施	20 歳以上の町民 2,000 人を対象に実施
平成 27 年 6 月 15 日	阿見中学校区地区懇談会	地域福祉計画概要説明 アンケート調査報告 各行政区取り組み内容等の報告及び意見聴取 参加者 33 名
平成 27 年 6 月 17 日	阿見竹来中学校区地区懇談会	地域福祉計画概要説明 アンケート調査報告 各行政区取り組み内容等の報告及び意見聴取 参加者 45 名
平成 27 年 6 月 24 日	阿見朝日中学校区地区懇談会	地域福祉計画概要説明 アンケート調査報告 各行政区取り組み内容等の報告及び意見聴取 参加者 25 名
平成 27 年 9 月 7 日	第 2 回 阿見町地域福祉計画策定委員会	アンケート調査の結果について 地区懇談会の意見等の報告
平成 27 年 11 月 13 日	第 3 回 阿見町地域福祉計画策定委員会	骨子案（素案）について
平成 27 年 12 月 21 日	第 4 回 阿見町地域福祉計画策定委員会	施策の内容について
平成 28 年 1 月 29 日	第 5 回 阿見町地域福祉計画策定委員会	施策の内容について
平成 28 年 3 月 2 日	パブリックコメント実施	阿見町地域福祉計画（素案）に対する意見募集
平成 28 年 3 月 18 日	第 6 回 阿見町地域福祉計画策定委員会	パブリックコメント結果報告 計画案の最終検討

## 第2次 阿見町地域福祉計画

発行年月 平成28年3月

発行 保健福祉部社会福祉課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

TEL : 029-888-1111 (代表)

FAX : 029-887-9560

URL : <http://www.town.ami.lg.jp/>